

災害時等における医薬品等の 確保・供給に関するマニュアル

令和4年3月

三重県医療保健部

はじめに

本県では、阪神・淡路大震災クラスの大規模災害が発生した場合の医療救護需要に迅速・的確に対応できるような医薬品等の備蓄・供給体制を整備するため、平成10年度から「激甚災害時医薬品等備蓄・供給体制整備事業」を開始しました。

その後、平成14年4月に大規模地震対策特別措置法に基づき、県内18市町村が地震防災対策強化地域に指定され、平成15年12月には東南海・南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、県内全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、平成18年3月に医薬品の備蓄体制の見直しとともに、平成11年3月に初版を作成した「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」の大幅な改訂を行いました。

その後、平成23年3月には、東日本大震災が発生し、津波による甚大な被害が広範囲にもたらされ、さらに、平成28年4月には熊本地震が発生する中、本県の災害医療体制についても見直しが図られてきたところです。

このような中で、医薬品等の備蓄・供給体制につきましても、東日本大震災や熊本地震における教訓を踏まえ、大規模な訓練への参加や災害薬事コーディネーター制度の創設等により、体制の強化に取り組んできました。

このような状況を踏まえ、今般、現状の災害医療体制や医薬品の流通実態に合わせた医薬品等の供給体制の整理や、災害薬事コーディネーター制度の創設を行ったことに加え、新型ウイルス等による感染症の発生時を想定した避難所や医療機関における消毒薬等の確保・供給等の観点から、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」の再構築を行い、「災害時等における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」として、発行させていただくこととなりました。

災害時等の医薬品等の確保・供給体制の構築には、関係者の皆様との連携が不可欠であることから、本マニュアルに基づき、関係者の皆様との連携体制の強化に努めていきますので、引き続き、本県の取組にご理解ご協力をお願いいたします。

令和4年3月

三重県医療保健部薬務課長 中村 昌司

目 次

I	医薬品等の確保・供給にかかる対応	1
1	医療機関・医療救護所・市町等	1
2	県地方災害対策部（保健所）	2
3	県災害対策本部保健医療部隊（薬務課）	3
4	医薬品関係団体	5
II	三重県災害薬事コーディネーターについて	7
1	薬事コーディネーターの配置	7
2	薬事コーディネーターの職務	7
3	薬事コーディネーターの役割	7
4	県災害対策本部保健医療部隊体制図	8
III	情報収集（医薬品等関係機関の被災状況確認）体制	9
1	調査項目及び調査様式	9
2	調査対象施設・団体及び報告者等の調査・報告関連表	9
3	県災害対策本部保健医療部隊から県地方災害対策部（保健所）への情報提供	9
IV	医薬品等の具体的な供給方法	10
1	医薬品等供給体制フロー図	10
2	医薬品等の供給要請	11
3	医薬品の供給の流れ	11
4	その他の医薬品等の供給等	12
5	モバイルファーマシーを活用した医薬品等の供給	13
6	費用負担（災害救助法による支弁）	13
V	県における医薬品等の備蓄体制	14
1	備蓄による医薬品の確保・供給	14
2	災害拠点薬局を利用した医薬品の確保・供給	14
3	輸血用血液製剤	15
4	医薬品関係団体からの医薬品等の調達	15
5	衛生材料	15
6	歯科用医薬品等	15
VI	医薬品等の確保・供給にかかる協定について	16
1	医薬品等の調達に関する協定	
2	三重県災害薬事コーディネーターの派遣に関する協定	16
3	災害時の医療救護活動に関する協定書	16
4	災害応援に関する協定	16
VII	緊急通行車両の確保について	17
1	保健医療部隊（薬務課）の対応	17
2	医薬品関係団体の対応	17

Ⅷ 感染症対策に関する医薬品等の確保・供給	18
1 消毒薬の確保・供給にかかる協力要請	18
2 避難所等における感染症対策に必要な医薬品等	18
<用語集>	19
<様式関係>	21
調査報告様式1 県直轄・県委託備蓄所用	21
調査報告様式2 災害拠点薬局用	22
調査報告様式3 薬局用	23
調査報告様式4 薬局調査集計用	24
調査報告様式5 協定団体施設用	25
調査報告様式6 協定団体施設調査集計用	26
供給様式1-1 (FAX送受信) 医薬品等供給要請書	27
供給様式1-2 (電話送受信) 医薬品等供給要請書	28
供給様式1-3 (電子メール送信用) 医薬品等供給要請書	29
供給様式2-1 (納入先手渡用) 医薬品等納入書	30
供給様式2-2 (業者控え) 医薬品等納入書	31
供給様式3 医薬品等納入報告書	32
緊急車両様式1 (緊急通行車両等確認証明申請書)	33
緊急車両様式2 (緊急通行車両等確認証明書)	34
緊急車両様式3 (緊急通行車両等事前届出書)	35
<災害時における備蓄・救援医薬品等の管理・供給>	37
・災害時備蓄医薬品等管理要領	37
別表1 備蓄所 所在地	39
別表2 災害医薬品備蓄センター・保健所 備蓄品 (医薬品) リスト	40
別表3 災害医薬品備蓄センター・保健所 備蓄品 (衛生材料等) リスト	41
別表4 備蓄所 (医薬品卸業協会) 備蓄品リスト	42
別表5 備蓄所 (災害拠点薬局) 備蓄品リスト	44
別表6 流通備蓄所 (医療機器販売業協会) 備蓄品リスト	46
別表7 流通備蓄所 (東海歯科用品商協同組合) 備蓄品リスト	47
別表8 避難所で必要となる一般用医薬品リストの例示	48
備蓄様式1 災害医薬品等管理記録簿	49
備蓄様式2 災害医薬品等使用報告書	50
・医薬品等管理業務要領	51
管理様式1 医薬品等の受入報告書	53
管理様式2 医薬品等の在庫状況報告書	54

<資料>	55
災害時における医薬品等の調達に関する協定	55
三重県災害薬事コーディネーターの派遣に関する協定	57
災害時の医療救護活動に関する協定	59
災害時医薬品等供給連絡会設置要綱	61
災害拠点薬局等指定要領	63
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定に基づく医薬品等供給実施細目	65
<関係機関一覧>	67
三重県災害対策本部	67
県内各警察署	68
各市町防災担当課	69
日本赤十字社	70
国の機関	71
近隣都道府県薬務関係担当課	72
公益社団法人三重県医師会	73
公益社団法人三重県歯科医師会	74
一般社団法人三重県病院協会	75
一般社団法人三重県薬剤師会	76
一般社団法人三重県医薬品登録販売者協会	77
三重県薬事工業会	78
三重県医薬品配置協議会	79
東海歯科用品商協同組合	80
三重県医療機器販売業協会	81
三重県医薬品卸業協会	82
一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部（三重支部）	83

I 医薬品等の確保・供給にかかる対応

地震、津波及び事故等の災害によって大規模な人的被害が発生した場合等において、医療機関、医療救護所、避難所等において必要とされる医薬品等が迅速かつ円滑に供給されるよう、県及び災害医療を担う関係者における医薬品等の確保・供給にかかる対応を以下に示します。

1 医療機関・医療救護所・市町等

(1) 医療機関（災害拠点病院、病院、診療所、薬局等）

- ① 平時から、発災後の医療活動3日間に必要な医薬品等の備蓄を行う。
- ② 発災後3日間は、各医療機関等の備蓄医薬品等を使用する。
- ③ 各医療機関等の備蓄医薬品等が不足したときは、常時取引のある医薬品卸売販売業者等から発注・購入する方法により医薬品等を確保する。
- ④ 上記③による確保が困難であるときは、県地方災害対策部（保健所）へ医薬品等の供給を要請し、医薬品等の供給を受ける。

※災害拠点病院については、県災害対策本部保健医療部隊（薬務課）（以下「保健医療部隊（薬務課）」とする。）に要請する。

(2) 医療救護所

- ① 医療救護所の設置者が供給する医薬品等や救護班等が携帯する医薬品等により医療救護活動を行う。
- ② 上記①により医薬品等が不足する場合は、県地方災害対策部（保健所）へ医薬品等の供給を要請し、医薬品等の供給を受ける。

(3) 市町（避難所）

- ① 平時から市町が、避難所等における医薬品等の確保対策等の措置を講じておく。
- ② 発災後は、市町が行う避難所等における医薬品等の確保対策等により、対応する。
- ③ 上記②により医薬品等が不足する場合は、県地方災害対策部（保健所）へ医薬品等の供給を要請し、医薬品等の供給を受ける。

(4) DMAT（SCU本部等を含む）

- ① DMATについては、医療活動に必要な医薬品等を携帯し活動する。
- ② 上記①において不足する場合は、被災地内のDMAT活動拠点本部へ医薬品等の供給調整を要請する。
- ③ DMAT活動拠点本部は、DMAT県調整本部へ医薬品等の供給調整を要請する。
- ④ DMAT県調整本部は、保健医療部隊（薬務課）に対し、DMATへの医薬品等の供給を調整する。

2 県地方災害対策部（保健所）

【被災地域の県地方災害対策部（保健所）】

（１）医薬品等関係団体及び医療救護所等の情報収集

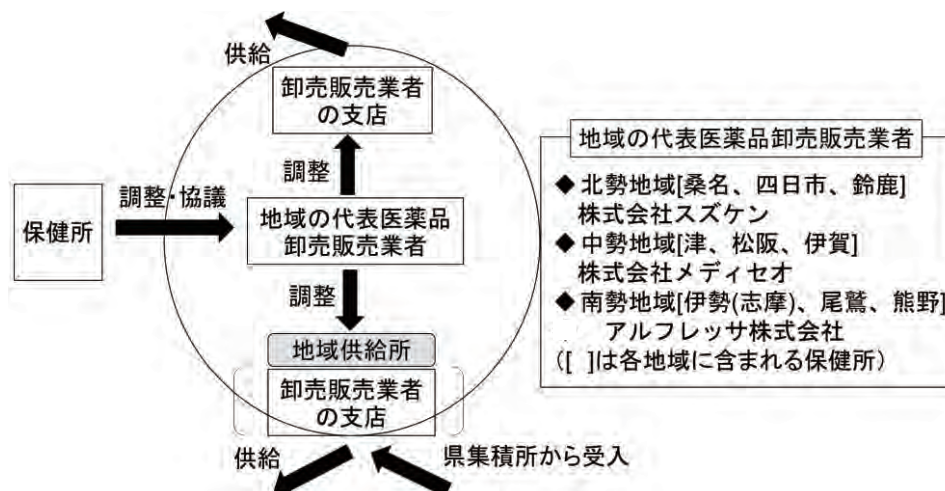
医薬品等関係団体の被害状況等について「Ⅲ 情報収集（医薬品等関係機関の被災状況確認）体制」に基づき情報収集を行う。

（２）医薬品等の確保・供給について

① 県地方災害対策部（保健所）に医薬品等の供給要請があった場合は、地域の代表医薬品卸売販売業者（その他の医薬品関係団体の支部等）と調整し、医薬品等の供給要請を行い、「Ⅳ 医薬品等の供給の具体的な方法」に基づき、管内で必要な医薬品等の供給を行う。

② 上記①の対応が困難となった場合は、保健医療部隊（薬務課）に医薬品等の供給を要請し、保健医療部隊（薬務課）及び地域の代表医薬品卸売販売業者等と調整のうえ、国（厚生労働省）等に供給を要請した医薬品等を受け入れるための拠点として、地域医薬品等供給施設（以下「地域供給所」という。）を指定し、医薬品等管理業務要領に基づき、医薬品等の供給を行う。

※地域供給所については、地域の代表医薬品卸売販売業者と協議のうえ、医薬品卸売販売業者の営業所に設置することを検討する。ただし、被災状況を踏まえ、立地や医薬品の搬送方法等を考慮し、保健所、生活物資等の輸送拠点や災害拠点薬局等その他適切な施設を指定する。



（３）薬剤師等の要請・受入れについて

管内で医療救護活動を行う薬剤師等の確保が困難な場合、保健医療部隊（薬務課）に薬剤師等の派遣を要請し、応援薬剤師の受入れを行う。

（４）三重県災害薬事コーディネーターの活用について

医薬品等関係団体及び医療救護所等の情報収集、医薬品等の確保・供給、薬剤師等の要請・受入れについて助言を得る等、三重県災害薬事コーディネーター（以下「薬事コーディネーター」という。）を活用する。

3 県災害対策本部保健医療部隊（薬務課）

（１）医薬品等関係団体及び医療救護所等の情報収集

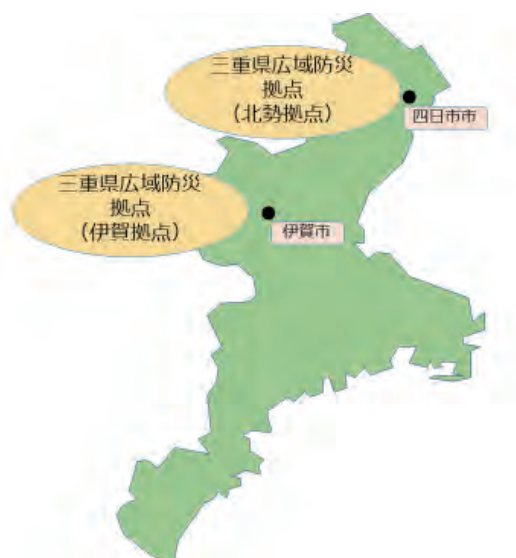
医薬品等関係団体の被害状況等について「Ⅲ 情報収集（医薬品等関係機関の被災状況確認）体制」に基づき情報収集を行う。

（２）医薬品等の確保・供給について

① 医薬品等の供給要請があった場合は、三重県医薬品卸業協会やその他の医薬品関係団体と調整し、「Ⅳ 医薬品等の供給の具体的な方法」に基づき、県内で必要な医薬品等の確保・供給の調整を行う。

② 県内における医薬品等の確保・供給が困難になった場合は、国（厚生労働省）等に供給を要請し、供給される医薬品等を受け入れるため、県医薬品等集積施設（以下「県集積所」という。）を設置し、医薬品等を受け入れたうえで、医薬品等管理業務要領に基づき、地域供給所等に供給を行う。

※県集積所については、三重県広域防災拠点の設置の考え方に準じ、北勢拠点（メイン拠点）・伊賀拠点（サブ拠点）から近い医薬品卸売販売業者の営業所等に設置する。ただし、被災状況を踏まえ、立地や医薬品の搬送方法等を考慮し、生活物資等の輸送拠点等その他適切な施設を指定する。



三重県広域防災拠点（北勢拠点：メイン拠点）
・四日市市中村町 2 2 8 1 - 2
三重県広域防災拠点（伊賀拠点：サブ拠点）
・伊賀市荒木 1 8 5 6

(3) 薬剤師等の派遣・調整について

「県集積所」及び「地域供給所」における医薬品等の仕分け・保管・管理業務や代替医薬品等の相談及び医療救護所での調剤や避難所等での服薬指導等を行う薬剤師の確保・調整を行う。一般社団法人三重県薬剤師会等に薬剤師や搬送等に協力する人員の派遣を要請する。

また、県内で医療救護活動を行う薬剤師の確保が困難な場合、国（厚生労働省）等に薬剤師等の派遣を要請する。

なお、県外等からの薬剤師等の受入調整については、県災害対策本部保健医療部隊において行う。

(4) 災害薬事コーディネーターの調整・活用について

① 本部災害薬事コーディネーターの活用

医薬品等の確保・供給、薬剤師等の派遣・調整やその他の医薬品の確保・供給に必要な事項に対して、薬事コーディネーターからの助言等を踏まえた対応を行うことや県集積所の管理者とすることで、薬事コーディネーターを活用する。

② 地域災害薬事コーディネーターの調整

地域災害薬事コーディネーターの配置調整を行うとともに、本部災害薬事コーディネーターとの連携支援を行う。

4 医薬品関係団体

一般社団法人三重県薬剤師会（地域薬剤師会を含む。）の対応

（１）医薬品等の供給体制の維持

災害発生時においても、医療機関から発行される処方箋に基づく医薬品の供給を行う等、医薬品等の供給体制の維持に努める。

（２）医薬品等の供給

「医薬品等の調達に関する協定」に基づき、保健医療部隊（薬務課）または県地方災害対策部（保健所）からの要請により、災害拠点薬局を中心に医薬品（県からの委託により災害拠点薬局において備蓄する医薬品を含む。）を医療救護所等へ供給する。

（３）三重県災害薬事コーディネーターの派遣

- ア 県からの要請に基づき、県全域の災害時薬事活動に対する助言等を行う本部災害薬事コーディネーターを、保健医療部隊（薬務課）に派遣する。
- イ 県からの要請に基づき、地域における災害時薬事活動に対する助言等を行う地域災害薬事コーディネーターを、県地方災害対策部（保健所）等に派遣する。

（４）県からの要請による薬剤師班等の派遣

「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、県からの要請により、医療救護所・避難所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導並びに県集積所や地域供給所における医薬品等の管理及び供給にかかる薬剤師班等を派遣する。

（５）災害拠点薬局等の被害状況の報告

「Ⅲ 情報収集（医薬品等関係機関の被災状況確認）体制」に基づき、災害拠点薬局及び薬局の被害状況を保健医療部隊（薬務課）等に報告する。

三重県医薬品卸業協会の対応

（１）医療機関及び薬局への医薬品等の供給体制の維持

災害発生時においても、医療機関及び薬局等への医薬品等の供給体制の維持に努める。

（２）県との調整による医薬品等の供給体制の構築

保健医療部隊（薬務課）と三重県医薬品卸業協会及び、県地方災害対策部（保健所）と地域の代表医薬品卸売販売業者との調整により、県内の医薬品等の供給体制の構築を行う。

（３）県からの要請による医薬品等の供給

「医薬品等の調達に関する協定」に基づき、保健医療部隊（薬務課）または県

地方災害対策部（保健所）からの要請により、医療救護所等への医薬品等（県からの委託により備蓄する医薬品等を含む。）の供給に協力する。

（４）「県集積所」及び「地域供給所」の開設への協力

保健医療部隊（薬務課）が設置する「県集積所」及び県地方災害対策部（保健所）が指定する「地域供給所」の開設に協力する。

（５）県からの要請により職員等の派遣

「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、県からの要請により、医薬品等の確保・供給にかかる職員等を派遣する。

（６）被害状況の報告

「Ⅲ 情報収集（医薬品等関係機関の被災状況確認）体制」に基づき、被害状況を保健医療部隊（薬務課）等に報告する。

一般社団法人三重県医薬品登録販売者協会、三重県薬事工業会、三重県医薬品配置協議会、東海歯科用品商協同組合三重県支部、三重県医療機器販売業協会及び一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部三重支部（以下「協定6団体」という。）の対応

（１）医療機関及び薬局への医薬品等の供給

災害発生時においても、医薬品等の供給体制の維持に努める。

（２）県との調整による医薬品等の供給体制の構築

保健医療部隊（薬務課）と各団体本部及び、県地方策部（保健所）と地域の支店との調整により、医薬品等の供給体制の構築を行う。

（３）県からの要請に基づく医薬品等の供給

「医薬品等の調達に関する協定」に基づき、保健医療部隊（薬務課）または県地方災害対策部（保健所）からの要請により、医療救護所等への医薬品等（県からの委託により備蓄する医薬品等を含む。）の供給に協力する。

（４）県からの要請により職員等の派遣

「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、県からの要請により、医薬品等の確保・供給にかかる職員等を派遣する。

（５）被害状況の報告

「Ⅲ 情報収集（医薬品等関係機関の被災状況確認）体制」に基づき、被害状況を保健医療部隊（薬務課）等に報告する。

II 三重県災害薬事コーディネーターについて

三重県では、地震、津波及び事故等の災害によって大規模な人的被害が発生した場合において、必要とされる医薬品・衛生材料等が迅速かつ円滑に供給されるよう、薬事に関する助言等を得るため、薬事コーディネーターを設置している。

1 薬事コーディネーターの配置

《本部災害薬事コーディネーター》

県全域の災害時薬事活動に対する助言等を行う薬事コーディネーターを、本部災害薬事コーディネーターとして、あらかじめ指定した者の中から、県災害対策本部保健医療部隊内に配置する。

《地域災害薬事コーディネーター》

地域における災害時薬事活動に対する助言等を行う薬事コーディネーターを、地域災害薬事コーディネーターとして、災害の規模、災害の範囲及び被害状況等に応じて、「三重県災害薬事コーディネーター名簿」の中から、薬務課長が指定し保健所等に配置する。なお、地域災害薬事コーディネーターの配置は、原則、三重県災害薬事コーディネーター名簿に掲載された地域の保健所管内とするが、必要に応じその他の地域への配置も可能とする。

また、地域毎に統括的な役割を果たす災害薬事コーディネーターを「統括災害薬事コーディネーター」として位置付けている。

2 薬事コーディネーターの職務

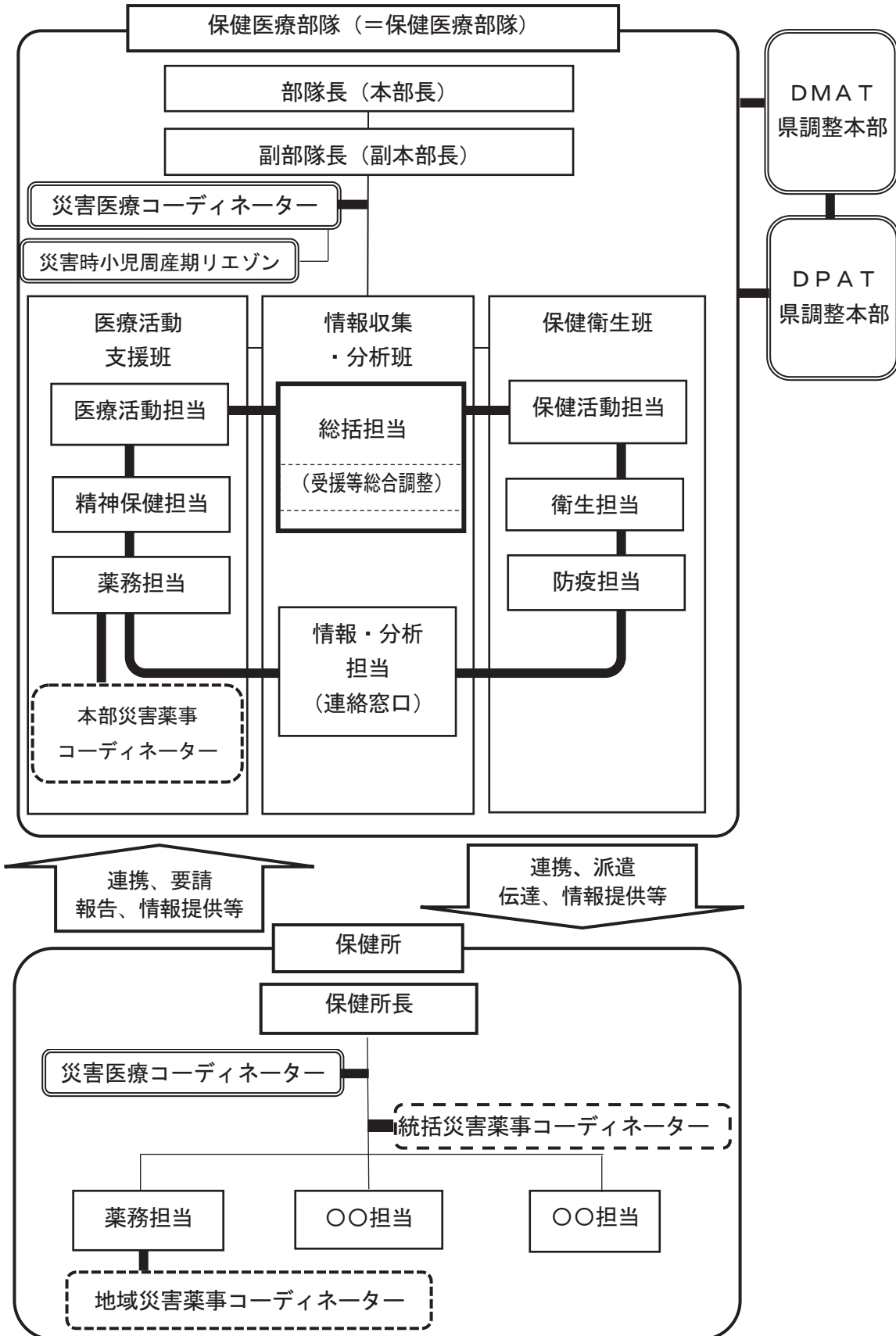
薬事コーディネーターは、県の要請により、薬事に関する次に掲げる職務の助言等を行う。

- ① 医薬品等の確保・供給に関すること。
- ② 県集積所及び地域供給所の設置・運営に関すること。
- ③ 薬事関係施設の状況把握等に関すること。
- ④ 応援薬剤師の受入・調整に関すること。
- ⑤ その他薬事及び保健衛生に関すること。

3 薬事コーディネーターの役割

医薬品等の流通状況や薬剤師による医療救護活動の状況を踏まえ、災害医療コーディネーター等との連携を図り、以下の「保健医療部隊体制図」のとおり、保健医療部隊（薬務課）または県地方災害対策部（保健所）に対して、上記の①から⑤にかかる助言等を行う。

4 保健医療部隊体制図



Ⅲ 情報収集(医薬品等関係機関の被災状況確認)体制

対象施設・団体及び報告者は、調査・報告様式により、調査・報告先に電話（携帯電話を含む。）、F a x、Eメール（携帯メールを含む。）または直接、被災状況等を報告する。調査・報告先は、速やかに、関係者間で調査・報告情報を共有する。

1 調査項目及び調査様式

報告様式1～報告様式6（電話による口頭報告も可）

2 調査対象施設・団体及び報告者等の調査・報告関連表

対象施設・団体及び報告者		調査・報告様式	報告先
県直轄備蓄所（津市）	薬務課	報告様式1	
三重県赤十字血液センター		報告様式1	薬務課
県直轄備蓄所（志摩市）	伊勢保健所	報告様式1	薬務課
県直轄備蓄所（熊野市）	熊野保健所	報告様式1	薬務課
医薬品等備蓄所		報告様式1	薬務課
一般社団法人三重県薬剤師会		報告様式1	薬務課
基幹災害拠点薬局		報告様式2	薬務課 県薬剤師会
地域災害拠点薬局	①災害拠点薬局	報告様式2	管轄する保健所 県薬剤師会
	②管轄する保健所	報告様式2	薬務課
その他の薬局	①薬局	報告様式3	地域薬剤師会
	②地域薬剤師会	報告様式4	管轄する保健所 県薬剤師会
	③管轄する保健所	報告様式4	薬務課
三重県医薬品卸業協会		報告様式5	薬務課
三重県医薬品卸業協会の支店、営業所等（備蓄所を除く）	①支店、営業所等	報告様式5	三重県担当営業部、代表支店等
	②三重県担当営業部、代表支店等	報告様式6	薬務課
協定6団体の本部		報告様式5	薬務課
協定6団体の店舗、施設（備蓄所を除く）	①店舗、施設	報告様式5	団体の本部
	②団体の本部	報告様式6	薬務課

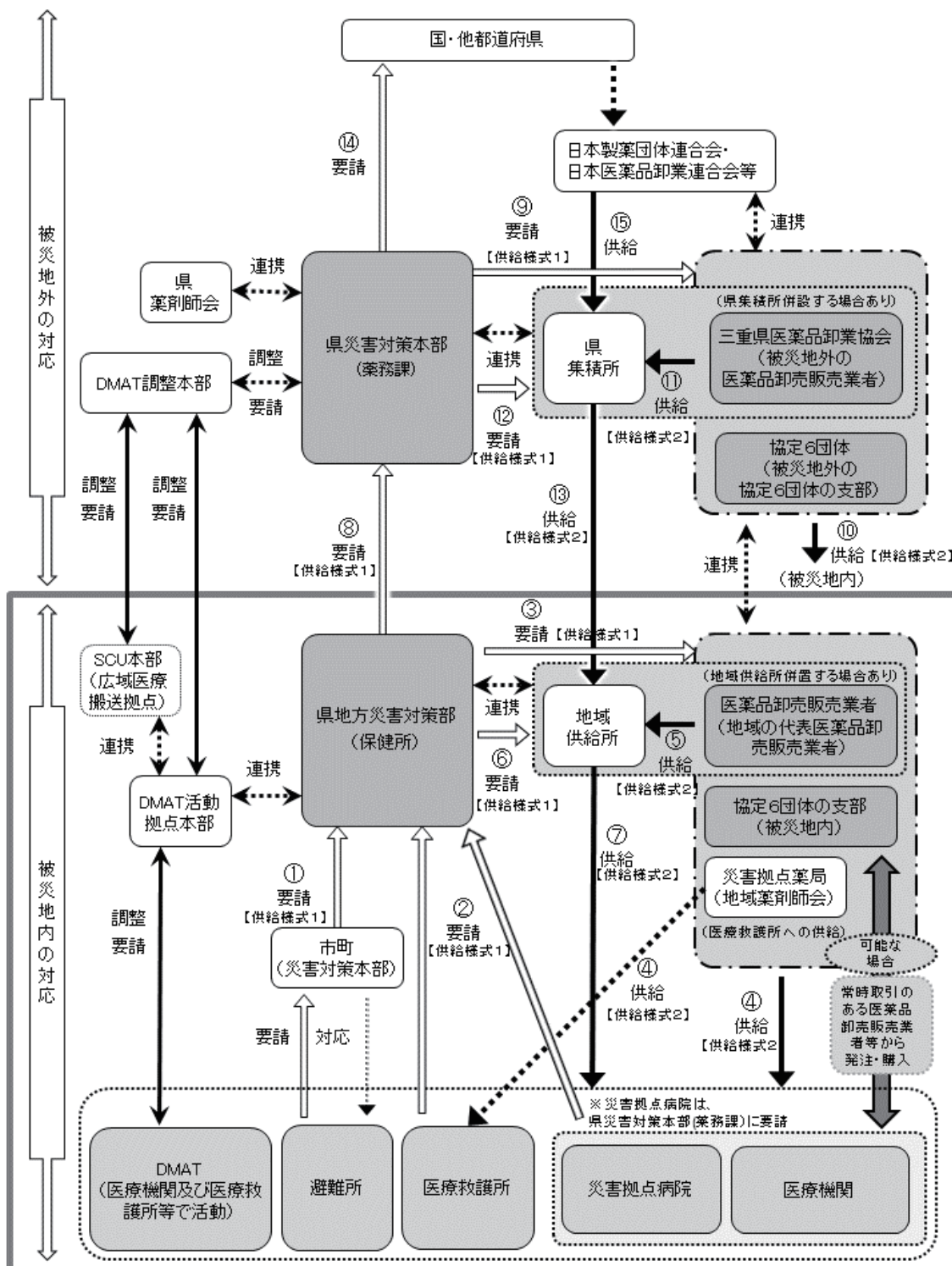
3 保健医療部隊(薬務課)から県地方災害対策部(保健所)への情報提供

保健医療部隊（薬務課）は、医薬品等備蓄所、三重県医薬品卸業協会に所属する支店・営業所等、協定6団体に所属する店舗・施設等の被災状況について、県地方災害対策部（保健所）に情報の提供を行う。

IV 医薬品等の具体的な供給方法

1 医薬品等の供給体制フロー図

医薬品等を必要とする医療救護所や医療機関等、また、保健医療部隊（薬務課）及び県地方災害対策部（保健所）は医薬品等の供給について、以下の「医薬品等供給体制フロー図」により医薬品等の供給を行う。



2 医薬品等の供給要請

医療機関、医療救護所、市町等が「I 医薬品等の確保・供給にかかる対応」に基づき対応する中で、医薬品等が不足する場合は、以下の手続きにより、県地方災害対策部（保健所）に対し供給を要請する。

《要請方法》

供給様式1により、FAX、電話、電子メール等で、要請を行う。

《要請にかかる注意点》

- ・ 県による備蓄等の品目については別表2～7（P40～P47）を参照に記載する。また、県による備蓄等がない品目については、「品名、規格、数量」を明記する。

《医薬品等の供給を受けた場合》

- ・ 搬送された医薬品を受け取った場合は、供給様式2の医薬品等の受領の欄に署名する。
- ・ 医薬品等の供給を受けた日時、供給医薬品等の品名・数量等について記録する。（災害救助法が適用された場合に必要となる。）
- ・ 納入先が市町でない場合は、市町は、納入先に納入を確認する。

3 医薬品の供給の流れ

(1) 被災地の県地方災害対策部（保健所）による供給

供給要請のあった医薬品等について、地域の代表医薬品卸売販売業者に対し、医薬品等の確保・供給の要請を行う。

供給ルート：①又は②（供給様式1）→③（供給様式1）
→④（供給様式2） ※供給様式3により県に報告

[県集積所や地域供給所が設置されている場合]

保健医療部隊（薬務課）や管内の医薬品卸売販売業者等に供給を要請し、地域供給所に医薬品等を受け入れ、医薬品等の供給を行う。

供給ルート：①又は②（供給様式1）→⑧（供給様式1）→⑨（供給様式1）
→⑩（供給様式2） ※供給様式3により県に報告

供給ルート：①又は②（供給様式1）→⑧（供給様式1）→⑨（供給様式1）
→⑪（供給様式2）→⑫（供給様式1）→⑬（供給様式2）
※供給様式3により県に報告

供給ルート：①又は②（供給様式1）→③（供給様式1）→⑤（供給様式2）
→⑥（供給様式2）→⑦（供給様式2） ※供給様式3により県に報告

(2) 保健医療部隊（薬務課）による供給

供給要請のあった医薬品等について、三重県医薬品卸業協会等と調整し、必要な医薬品等の供給を行う。

供給ルート：⑨（供給様式 1）→⑩（供給様式 2）

※供給様式 3 により県に報告

[県集積所や地域供給所が設置されている場合]

供給要請のあった医薬品等について、国（厚生労働省）や三重県卸業協会等に供給を要請し、県集積所に医薬品等を受け入れ、医薬品等の供給を行う。

供給ルート：⑭（国・他都道府県に要請）→⑮（支援医薬品等の受け入れ）

→⑬（供給様式 2）→⑦（供給様式 2）

※供給様式 3 により県に報告

供給ルート：⑨（供給様式 1）→⑪（供給様式 2）→⑫（供給様式 1）

→⑬（供給様式 2）→⑦（供給様式 2）

※供給様式 3 により県に報告

4 その他の医薬品等の供給等

(1) 輸血用血液の供給

電話等の通信手段の遮断により、医療機関から三重県赤十字血液センターに発注できない場合は、県地方災害対策部（保健所）に供給要請を行い、医療機関から供給要請を受けた県地方災害対策部（保健所）は、保健医療部隊（薬務課）に供給を要請する。供給要請を受けた保健医療部隊（薬務課）は、三重県赤十字血液センターに供給を要請する。三重県赤十字血液センターは、東海北陸ブロック血液センターと連携し、供給要請のあった医療機関に供給する。

(2) 処方箋に基づく調剤による医薬品の供給

ア 県地方災害対策部（保健所）及び市町は、医療機関及び薬局の開業情報を医療救護所等関係者に周知するとともに、被災者（患者）への広報に努める。医療救護所等は、被災者（患者）に医療機関及び薬局の開業情報等を提供する。

被災者（患者）は、開業している医療機関に受診し、投薬を受けるか、医療機関から処方箋の発行を受け、薬局で調剤してもらう。

イ 医療機関からの処方箋の応需については、薬局における処方箋応需が可能な場合は、災害拠点薬局を中心に処方箋の応需体制を確立する。また、被災状況から処方箋応需体制の確立が困難な場合は、救護所の一部等に調剤所を設置することによる処方箋応需体制を確立する。なお、調剤所の設置については、設置先の施設管理者に設置が可能か確認する。また、処方箋の応需体制については、災害処方箋の回収方法や調剤した薬の届け方等について決定する。

5 モバイルファーマシーを活用した医薬品等の供給

モバイルファーマシーは、調剤機能を搭載した機動力のある災害対策医薬品供給車両で、一般社団法人三重県薬剤師会が所有している。

モバイルファーマシーについては、医療救護所において発行される災害処方箋の応需、避難所・巡回診療等における医薬品供給の支援、災害活動を行う薬剤師の情報収集等の拠点等に活用できるため、保健医療部隊（薬務課）と一般社団法人三重県薬剤師会が連携し、運用や配置を行うことで、医薬品等の供給を行う。

6 費用負担（災害救助法による支弁）

保健医療部隊（薬務課）及び県地方災害対策部（保健所）は、災害拠点薬局、三重県医薬品卸業協会、三重県医療機器販売業協会、東海歯科用品商協同組合三重県支部に備蓄を委託している医薬品等及び一般社団法人三重県薬剤師会、三重県医薬品卸業協会及び協定6団体に県集積所や地域供給所等に供給を要請した医薬品等については、必要の都度、購入して医療救護所等に供給するものとする。

また、医薬品等製造販売業者、他都道府県等から援助の申し出があった医薬品等は被災地の医薬品の供給状況を十分に考慮して受け入れることとし、避難所等で活用する。

（1）災害救助法の費用の範囲

医療救護所等の臨時に設置された施設において、救護班等が災害救助に用いた医薬品等は、災害救助法の費用の支弁対象として取り扱うことができる。

また、避難所において必要な者に提供された一般用医薬品についても災害救助法の費用の支弁対象として取り扱うことができる。

ただし、いずれの場合も消費されたものについてのみが災害救助法の費用の支弁対象となる。

（2）費用の支弁請求手続き

災害救助法の対象となる費用に関しては、災害救助法の定めるところにより、県が支弁する。市町が繰替え支弁した場合は、県に請求する。

手続きを進めるには、医薬品等の使用に関する証拠書類が必要となるので、「県集積所」及び「地域供給所」における医薬品等の発注、受取りの記録を保管しておく必要がある。

なお、災害救助法の対象とならない医薬品等の費用については、その医薬品等の供給を受けた市町又は医療機関等により支払いが行われる。

V 県における医薬品等の備蓄体制

災害時に必要となる医薬品等は、災害発生直後に必要となる外科系救急医薬品と避難所等で必要となる内科系救急疾患用医薬品、内科系慢性疾患用医薬品及び一般用医薬品に分類して確保体制を整備する。そのうち、県が備蓄するのは、外科系医薬品及び内科系救急疾患用医薬品とする。

1 備蓄による医薬品の確保・供給(別表1参照)

(1) 外科系救急医薬品(備蓄品目及び量は別表2及び別表4参照)

災害発生から概ね3日以内に発生する多発性外傷、熱傷、骨折等の処置に必要な緊急用医薬品をいい、三重県医薬品卸業協会に委託して5地域(北勢、中勢、南勢、伊賀、尾鷲)に、県直轄で3ヶ所(津市、志摩市、熊野市)に備蓄する。

なお、備蓄医薬品等が不足する場合は、医薬品卸売業者から調達した医薬品等または救援医薬品等を供給する。

(2) 内科系救急疾患用医薬品(備蓄品目及び量は別表4及び別表5参照)

避難所開設(概ね災害発生2日目)から地域医療機関に引き継ぐまで、医療救護所等において不安症、不眠症、感冒、消化器疾患、外傷の二次感染症等の治療に必要な医薬品をいい、災害発生から3日分は、災害拠点薬局(一部の医薬品は三重県医薬品卸業協会)に委託して備蓄する。

なお、備蓄医薬品が不足する場合は、医薬品卸売業者から調達した医薬品等及び救援医薬品等を供給する。

2 災害拠点薬局を利用した医薬品の確保・供給(災害拠点薬局は別表1の4参照)

(1) 内科系慢性疾患用医薬品

高血圧症、呼吸器疾患、糖尿病、精神疾患等の慢性疾患の治療は、原則として、地域の医療機関が行う。

ただし、被災により地元医療機関の診療機能が著しく低下している場合等には、医療救護所等の要請に対し、災害拠点薬局を中心としたネットワークにより、必要な医薬品等を地域内で確保して患者に供給する。

(2) 一般用(OTC)医薬品(例示一覧表は、別表8参照)

避難所において、自己治療(避難所医療の補完を含む)に必要な医薬品をいい、保健医療部隊(薬務課)は、災害拠点薬局の協力を得て、必要な医薬品を事前に選定しておき、災害発生後は市町からの要請に応じ、災害拠点薬局が中心となって確保し、医薬品情報とともに避難所単位に供給する。また、救援医薬品等も活用する。

(具体例)

- ・ 災害発生初期：湿布薬、殺菌消毒薬及び、ガーゼ、包帯等の衛生材料等
- ・ 避難所開設後：ビタミン剤、目薬、うがい薬、便秘薬、総合感冒薬等

3 輸血用血液製剤

三重県赤十字血液センター（津市桜橋2-191）及び東海北陸ブロック赤十字血液センターが輸血用血液製剤の備蓄・確保・供給を行う。

4 医薬品関係団体からの医薬品等の調達

「医薬品等の調達に関する協定」に基づき各団体から次の医薬品等を調達する。

No	協定締結団体	構成会員	調達要請する物資
1	一般社団法人三重県薬剤師会	薬局等	①医療用医薬品 ②一般用医薬品 ③衛生材料
2	一般社団法人三重県医薬品登録販売者協会	店舗販売業（薬店）	①一般用医薬品 ②衛生材料
3	三重県薬事工業会	医薬品等製造業	①医療用医薬品 ②一般用医薬品 ③衛生材料 ④医療機器
4	三重県医薬品配置協議会	配置販売業	①一般用医薬品 ②衛生材料
5	東海歯科用品商協同組合三重県支部	歯科用品商	①歯科用医薬品 ②衛生材料
6	三重県医療機器販売業協会	医療機器販売店	①衛生材料 ②医療機器
7	三重県医薬品卸業協会	医薬品卸売業店舗	①医薬品全般 ②衛生材料
8	一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部（三重支部）	医療用ガス製造・販売施設	医療用ガス（酸素、笑気ガス等）

5 衛生材料（備蓄場所は別表1の5、備蓄品目及び量は別表6参照）

県内3ヶ所の災害衛生材料流通備蓄所に流通状態で備蓄しており、災害発生後概ね3日間に必要な衛生材料を被災地に供給する。

6 歯科用医薬品等（備蓄場所は別表1の6、備蓄品目及び量は別表7参照）

東海歯科用品商協同組合三重県支部が県内3ヶ所に流通状態で備蓄しており、災害発生後概ね3日間に必要な歯科用医薬品等を被災地に供給する。

VI 医薬品等の確保・供給にかかる協定について

1 医薬品等の調達に関する協定

県は、災害時の医薬品等の迅速かつ円滑な供給を行うために、以下の医薬品関係団体8団体の所属店舗等における在庫品の優先的抛出、人的援助などを定めた「医薬品等の調達に関する協定」を締結している。

一般社団法人三重県薬剤師会
三重県医薬品卸業協会
一般社団法人三重県医薬品登録販売者協会
三重県薬事工業会
三重県医薬品配置協議会
東海歯科用品商協同組合三重県支部
三重県医療機器販売業協会
一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部

2 三重県災害薬事コーディネーターの派遣に関する協定

県は、三重県災害薬事コーディネーターの派遣に関し、一般社団法人三重県薬剤師会と派遣要請、業務内容等を規定した「三重県災害薬事コーディネーターの派遣に関する協定」を締結している。

3 災害時の医療救護活動に関する協定書

県は、医療救護活動に関する薬剤師の派遣について、一般社団法人三重県薬剤師会と派遣要請、業務内容等を規定した「災害時の医療救護活動に関する協定書」を締結している。また、「災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目」を定めるとともに、「災害時の医療救護活動に係る実費弁償等に関する覚書」を交換している。この冊子には、「災害時の医療救護活動に関する協定書」のみを掲載している。

4 災害応援に関する協定

大規模災害時には、県域を超えた広域的な応援が必要となるため、近隣府県との間に、下記のとおり協定を結び、災害時の相互応援について定めている。この冊子には、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定に基づく医薬品等供給実施細目」のみを掲載している。

- (1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- (2) 中部9県1市災害応援に関する協定
- (3) 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定
- (4) 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定
- (5) 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定に基づく医薬品等供給実施細目

Ⅶ 緊急通行車両の確保について

1 保健医療部隊（薬務課）の対応

ア 緊急通行車両等確認証明書が必要な場合は、緊急通行車両等確認証明申請書（緊急車両様式1）を作成し、警察本部交通規制課、警察署交通課、高速道路交通警察隊または交通検問所（以下「警察署等」という。）で確認を受け、緊急通行車両等確認証明書（緊急車両様式2）及び標章（以下「標章等」という。）の交付を受ける*。また、医薬品関係団体が必要とする標章等の交付についても対応する。

※ 発災時に、県災害対策本部が標章等を発行するときは県災害対策本部から速やかに標章等の交付を受ける。

イ 必要に応じ、市町***または県災害対策本部災害対策統括部を通じて民間運送業者、鉄道事業者等に、輸送手段の確保を要請する。

*** 市町の避難所への生活物資供給経路等の活用を図る。

ウ 陸路の輸送が困難な場合は、ヘリコプター、船舶等による医薬品等の搬送について、県災害対策本部災害対策統括部を通じて自衛隊等へ協力要請を行う。

2 医薬品関係団体の対応

ア 緊急通行車両等確認証明書が必要な場合は、緊急通行車両等確認証明申請書（緊急車両様式1）を作成し、警察署等で確認を受け、標章等の交付を受ける*。

なお、災害発生時に災害応急対策が円滑に行われるよう、災害応急対策に使用する車両については、事前に管轄の警察署交通課に届出（緊急車両様式3）しておくこととする。

イ 搬送路の確保状況について、保健医療部隊（薬務課）または県地方災害対策部（保健所）を通じて道路管理者に確認する。

ウ 車両での通行が難しい場合は、バイク、自転車等の搬送手段を確保する。

エ 必要に応じ、市町または保健医療部隊（薬務課）または県地方災害対策部（保健所）を通じて民間運送業者、鉄道事業者等に、輸送手段の確保を要請する。

オ 被災地内の医薬品等の確保・供給に支障が生じているとき、陸路の輸送が困難な場合は、ヘリコプター、船舶等による医薬品等の搬送について、保健医療部隊（薬務課）または県地方災害対策部（保健所）を通じて自衛隊等に協力要請を行う。

VIII 感染症対策に関する医薬品等の確保・供給

新興感染症の発生時において、医療機関や臨時の医療提供施設等で必要とされる医薬品、消毒液及びマスク等が不足する事態となった場合は、必要に応じ、本マニュアルの医薬品等の確保・供給体制を活用し、必要な医薬品等の確保・供給を行うことができることとする。

《用語集》

[避難所]

被災により被害を受け、または受けるおそれがあり避難しなければならない住民や帰宅困難者を、一時的に収容し、保護する施設をいう。避難所は、通常、市町が学校、公民館、寺院、神社、旅館、工場及び倉庫等の既存施設を使用して開設する。

[救護班]

被災地の医療機能が混乱または途絶した場合に、被災地へ速やかに派遣され医療活動を行う組織をいう。県は、災害発生直後、迅速に救護班の活動を開始できるよう、あらかじめ公立病院、日本赤十字社等の協力を得て救護班を編成することとなっている。また、救護班は、初期の医療活動をできる限り自己完結的に行うことができるよう、最低限度の医薬品や医療器材を携行するとともに、3日分程度の食料・飲料水、その他の生活必需品等についても自ら持参することとなっている。

[医療救護所]

県または市町が、被災状況等を勘案し、適時適切な場所に設置、運営する被災者に医療を提供する施設をいう。

[災害派遣医療チーム (DMAT : Disaster Medical Assistance Team)]

災害の急性期(48時間以内)に可及的早期に速やかに救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受け、機動性を持った医療チームをいう。厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームが日本DMATである。

[SCU (Staging Care Unit: 広域搬送拠点臨時医療施設)]

地震や津波などの大規模災害が発生したときに、傷病者を被災地外の災害拠点病院などへ搬送する広域医療搬送を行うために設置される臨時医療施設をいう。

[dERU (domestic Emergency Response Unit: 国内型緊急対応ユニット)]

国内の大規模災害等が発生したときに、迅速に被災地域に搬入する自己完結型の仮設診療所をいい、日本赤十字社が保有している。dERUは、被災地での医療救護所、巡回診療等の活動拠点、後方搬送における傷病者の一時収容場所、被災医療機関の支援活動などの医療救護活動を行うことになっている。

[災害拠点病院]

平成8年に当時の厚生省の発令によって定められた「災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関」をいう。災害拠点病院は、24時間いつでも災害に対する緊急対応ができ、重症傷病者の受け入れ・搬送、医療救護班の派遣体制などの機能を備えている。

三重県では、いなべ総合病院、桑名市総合医療センター、県立総合医療センター、市立四日市病院、鈴鹿中央総合病院、三重大学医学部附属病院、三重中央医療センター、松阪市民病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、伊勢赤十字病院、三重県立志摩病院、市立伊勢総合病院、上野総合市民病院、名張市立病院、尾鷲総合病院、紀南病院が指定されている。(令和4年3月時点)

[三重県災害薬事コーディネーター]

災害時の医療救護活動に必要とされる医薬品・衛生材料等が迅速かつ円滑に供給されるよう、県が薬事に関する助言等を得るために設置する知事に委嘱された薬剤師をいう。

[災害拠点薬局等]

県の委託に基づく災害用医薬品の備蓄、災害発生に備えた地域の医薬品等の確保・供給体制の整備、災害発生時における医薬品等の確保・供給を担う薬局または医薬分業推進支援センターをいう。三重県独自の制度で、災害拠点薬局等指定要領（平成18年3月1日施行）に基づき、知事が、基幹災害拠点薬局1ヶ所、地域災害拠点薬局等10ヶ所を指定している。

[県医薬品等集積施設（県集積所）]

災害時に国（厚生労働省）等に供給を要請し、被災地外から供給または援助された医薬品等を集積、管理するための施設をいう。「医薬品等管理業務要領」に基づき、医療保健部が設置し、集積された医薬品等は「地域医薬品等供給施設」に供給する。

[地域医薬品等供給施設（地域供給所）]

被災地内において、医薬品等を確保・供給する施設をいう。「医薬品等管理業務要領」に基づき、保健所が被災状況等を踏まえて、医薬品卸売販売業者の営業所等その他適切な施設を指定する。

様式関係

調査報告様式 1

[薬務課 あて (F a x 059-224-2344)]

県直轄・県委託備蓄所、三重県赤十字血液センター被害等調査・報告書(第 回)

月 日 () 時 分現在

備蓄所名:() 記入者:()

建物の状況	危険度	<ul style="list-style-type: none"> 被害あり[大(大規模な修繕必要)・中・小(一部修繕必要)] 被害なし 		
	建物	使用可	使用不可	不明
	電気	使用可	使用不可	不明
	ガス	使用可	使用不可	不明
	水道	使用可	使用不可	不明
通信手段等	電話	使用可	使用不可	不明
	F a x	使用可	使用不可	不明
	Eメール	使用可	使用不可	不明
	所有車	使用可	台	
備蓄医薬品等の被害状況		<ul style="list-style-type: none"> 被害あり [被害の程度 (%使用可)] 被害なし 		
職員の状況		総職員数 名	総薬剤師数 名	
		内、出勤者数 名	内、出勤者数 名	
電話番号		()		
F a x 番号		()		
Eメール等				
特記事項				

調査報告様式 2

[薬務課 (Fax059-224-2344) または () 保健所 (Fax〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇) あて]

[三重県薬剤師会 あて (F a x 059-225-4728)]

災害拠点薬局被害等調査・報告書 (第 回)

月 日 () 時 分現在

災害拠点薬局名:() 記入者:()

建物の状況	危険度	・被害あり[大(大規模な修繕必要)・中・小(一部修繕必要)] ・被害なし		
	建物	使用可	使用不可	不明
	電気	使用可	使用不可	不明
	ガス	使用可	使用不可	不明
	水道	使用可	使用不可	不明
通信手段等	電話	使用可	使用不可	不明
	F a x	使用可	使用不可	不明
	Eメール	使用可	使用不可	不明
	所有車	使用可	台	
開局の状況	開局の可否	可	不可	不明
	調剤の可否	可	不可	不明
	備蓄医薬品	・被害あり [被害の程度 () %使用可] ・被害なし		
	調剤用医薬品	・被害あり [被害の程度 () %使用可] ・被害なし		
職員の状況	総職員数	名	総薬剤師数	名
	内、出勤者数	名	内、出勤者数	名
電話番号	()			
F a x 番号	()			
Eメール等				
特記事項				

調査報告様式 3

[〇〇薬剤師会 (Fax〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇) あて]

薬局被害等調査・報告書 (第 回)

月 日 () 時 分現在

薬局名: () 記入者: ()

建物の状況	危険度	<ul style="list-style-type: none"> ・被害あり [大 (大規模な修繕必要) ・中 ・小 (一部修繕必要)] ・被害なし 		
	建物	使用可	使用不可	不明
	電気	使用可	使用不可	不明
	ガス	使用可	使用不可	不明
	水道	使用可	使用不可	不明
通信手段等	電話	使用可	使用不可	不明
	F a x	使用可	使用不可	不明
	Eメール	使用可	使用不可	不明
	所有車	使用可	台	
開局の状況	開局の可否	可	不可	不明
	調剤の可否	可	不可	不明
	調剤用医薬品	<ul style="list-style-type: none"> ・被害あり [被害の程度 (%使用可)] ・被害なし 		
職員の状況	総職員数	名	総薬剤師数	名
	内、出勤者数	名	内、出勤者数	名
電話番号	()			
F a x 番号	()			
Eメール等				
特記事項				

調査報告様式 5

[薬務課 (Fax059-224-2344)あて]

協定団体 () 施設被害等調査・報告書 (第 回)

月 日 () 時 分現在

施設名: () 記入者: ()

建物の状況	危険度	・被害あり [大 (大規模な修繕必要)・中・小 (一部修繕必要)] ・被害なし		
	建物	使用可	使用不可	不明
	電気	使用可	使用不可	不明
	ガス	使用可	使用不可	不明
	水道	使用可	使用不可	不明
通信手段等	電話	使用可	使用不可	不明
	F a x	使用可	使用不可	不明
	Eメール	使用可	使用不可	不明
	所有車	使用可	台	
営業の状況	営業の可否	可	不可	不明
	販売医薬品等	・被害あり [被害の程度 (%使用可)] ・被害なし		
職員の状況		総職員数 名	総薬剤師数 名	
		内、出勤者数 名	内、出勤者数 名	
電話番号		()		
F a x 番号		()		
Eメール等				
特記事項				

調査報告様式 6

[薬務課 (F a x 059-224-2344) あて]

協定団体被害等調査・報告集計表 (第 回)

月 日 () 時 分現在

協定団体名等:() 記入者:()

No	施設名	被害状況				備考
		建物全体の状況	通信状況	営業状況	従事者数	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
		被害なし・不明 危険度 (大・中・小)	可・不可	可・不可	名	
	電話番号	()				
	F a x 番号	()				
	Eメール等					
	特記事項					

供給様式 1-3 (電子メール送信用)

件名：医薬品等の供給要請

1 医薬品等を必要とする場所 (納入先)

名称：

所在地：

連絡先： (電話・FAX・メールアドレス等)

2 代金請求先

(要請自治体・納入先へ直接・その他[])

3 必要な医薬品等 (品名、数量、規格等、その他)

- ・
- ・
- ・

4 発信元の情報

名称：

所在地：

担当者：

連絡先： (電話・FAX・メールアドレス等)

緊急車両様式 1

<p>緊急通行車両等確認証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 様</p> <p style="text-align: center;">申請書 住 所</p> <p style="text-align: center;">() 局 番</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p>			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経過		出 発 地	目 的 地
備 考			
		交付番号	

緊急車両様式 2

第		号	年	月	日
緊急通行車両等確認証明書					
三重県公安委員会 印					
番号標に表示 されている番号					
輸 送 人 または品名					
使用者	住 所	() 局 番			
	氏 名				
通 行 日 時					
通 行 経 過		出 発 地	経 由 内	目 的 地	
備 考					

緊急車両様式3 (別記様式 第1)

災害 地震防災 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 三重県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名	災害 地震防災 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 三重県公安委員会	番号 年 月 日
番号標に表示されている番号 車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会 (警察本部経由) に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
使用者 住所 () 局 番 氏名		
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類と自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

災害時における備蓄・救援医薬品等
の管理・供給

災害時備蓄医薬品等管理要領

(目的)

第1 この要領は、災害発生直後の初動期(概ね3日間)の医療救護活動に必要な医薬品、医療機器及び衛生材料(以下「医薬品等」という。)を備蓄するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(備蓄場所等)

第2 医薬品等の備蓄場所及び備蓄品目は次のとおりとする。

区 分	所在地(別表1)	備蓄品目
災害医薬品備蓄センター	津市	別表2・3
保健所	伊勢保健所志摩市駐在、三重県熊野庁舎	別表2・3
災害医薬品備蓄所 (三重県医薬品卸業協会)	北勢・中勢・南勢・伊賀・尾鷲地域の医薬品卸売業者営業所	別表4
災害医薬品備蓄所 (災害拠点薬局)	県内10地域の地域災害拠点薬局と基幹災害拠点薬局(津市)	別表5
災害衛生材料流通備蓄所	北部・中部・南部地域の医療機器販売業者営業所	別表6
災害歯科用医薬品等流通備蓄所	北部・中部・南部地域の歯科用品商営業所	別表7

(管理業務等)

第3 各備蓄所にあつては、災害時医薬品等管理責任者(以下「管理責任者」という。)を定め、毎年2回(1回は有効期限切れ医薬品等の交換時、他の1回は有効期限切れ医薬品等の交換時より約半年後)次の業務を行い、常時使用可能な状態にしておくものとする。

- (1) 医薬品等の変質・変敗、破損等の点検
- (2) 医薬品等の有効期限の確認
- (3) 有効期限切れ及び不良医薬品等の廃棄
- (4) 管理記録の作成

(記録の作成等)

第4 管理責任者は、第3に定める管理業務についての管理記録(備蓄様式1)を作成するものとする。

- 2 管理責任者は、備蓄医薬品等の管理中に不良品を発見したときは、適切に処理しその旨を記録するものとする。

(医薬品等の使用)

第5 災害発生時、保健医療部隊(薬務課)は、県地方対策部(保健所)からの要請に応じて備蓄医薬品等の供給を指示するものとする。

(報告)

第6 各備蓄所にあつては、備蓄医薬品等を使用した時は、使用報告書（備蓄様式2）により、薬務課長に報告するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるものの他、必要な事項はその都度定める。

附則 この要領は、平成11年3月9日から施行する。

附則 この要領は、平成13年3月5日から施行する。

附則 この要領は、平成15年3月26日から施行する。

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年3月19日から施行する。

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 備蓄場所等

1 災害医薬品備蓄センター

名称	所在地	電話/FAX番号	担当者
三重県災害医薬品備蓄センター	津市桜橋2-191 三重県赤十字血液センター内	059-229-3580 059-229-3589	薬務感染症対策課 059-224-2330

2 保健所

名称	所在地	電話/FAX番号	担当者
三重県伊勢保健所志摩市駐在	志摩市阿児町鶴方3098-9 伊勢保健所志摩市駐在	0599-43-5111 0599-43-5115	衛生指導課志摩市駐在
三重県熊野保健所	熊野市井戸町371 三重県熊野庁舎	0597-85-4102 0597-85-3914	衛生指導課

3 災害医薬品備蓄所（三重県医薬品卸業協会）

備蓄所	所在地	備蓄協力施設名
北勢地域	四日市市内	アルフレッサ株式会社三重北勢第一支店
		アルフレッサ株式会社三重北勢第二支店
		株式会社スズケン四日市支店
		東邦薬品株式会社四日市営業所
		中北薬品株式会社四日市支店
		株式会社メディセオ四日市支店
中勢地域	津市内	アルフレッサ株式会社三重中勢支店
		株式会社スズケン津支店
		東邦薬品株式会社津営業所
		中北薬品株式会社津支店
		株式会社メディセオ津支店
南勢地域	伊勢市内	アルフレッサ株式会社伊勢支店
		株式会社スズケン伊勢支店
	明和町内	東邦薬品株式会社伊勢営業所
		中北薬品株式会社伊勢支店
		株式会社メディセオ南勢支店
伊賀地域	伊賀市内	アルフレッサ株式会社上野支店
		株式会社スズケン上野支店
		株式会社メディセオ上野支店
尾鷲地域	尾鷲市内	中北薬品株式会社名張支店
		アルフレッサ株式会社伊勢支店（尾鷲出張所）

4 災害医薬品備蓄所（災害拠点薬局）

備蓄所名	所在地	薬局名	電話/FAX番号
県（基幹）	津市江戸橋一丁目113	一般社団法人三重県薬剤師会 会営津調剤薬局	059-231-1134 059-232-7918
桑名	桑名市新西方2-87	ハーブ調剤薬局	0594-24-6930 0594-24-7080
四日市	四日市市本町9-8	医薬分業推進支援センター	059-354-8440 059-354-8441
鈴鹿	鈴鹿市安塚町638-21	鈴鹿センター薬局	059-381-2298 059-381-2299
津	津市久居明神町風早2093-1	一般社団法人三重県薬剤師会 会営久居調剤薬局	059-256-6717 059-255-0771
松阪	松阪市殿町1580-1	センター薬局市民病院前店	0598-22-2356 0598-22-2000
伊勢	伊勢市楠部町3039	伊勢度会調剤薬局	0596-26-2131 0596-20-2030
志摩	志摩市阿児町鶴方1262-1	志摩センター薬局	0599-46-0777 0599-46-0888
伊賀	伊賀市上野四十九町831-4	上野センター薬局	0595-26-2512 0595-26-2511
尾鷲	尾鷲市上野町5-37	紀北調剤薬局病院前店	0597-23-2525 0597-23-2575
熊野	南牟婁郡御浜町大字阿田和5189-	あたわ調剤薬局	05979-3-0710 05979-3-0715

5 災害衛生材料流通備蓄所

名称	所在地	施設名	電話/FAX番号
三重県災害衛生材料 北部流通備蓄所	四日市市新正2-9-11	中辻医科器械株式会社 四日市営業所	059-351-6552 059-351-6972
三重県災害衛生材料 中部流通備蓄所	津市高茶屋小森上野町1336-1	中辻医科器械株式会社 本社	059-234-2600 059-234-9197
三重県災害衛生材料 南部流通備蓄所	伊勢市小木町478-1	株式会社中辻大誠堂	0596-36-3311 0596-36-3382

6 災害歯科用医薬品等流通備蓄所

名称	幹事会社所在地	幹事会社施設名	電話/FAX番号
三重県災害歯科用医薬品等 北部流通備蓄所	桑名市野田1-14-6	有限会社小川歯科商店	0594-31-1155 0594-31-1156
三重県災害歯科用医薬品等 中部流通備蓄所	松阪市黒部町548	有限会社鈴木歯科商店	0598-50-2112 0598-50-2113
三重県災害歯科用医薬品等 南部流通備蓄所	北牟婁郡紀北町東長島2736-16	デント・ポスト	0597-47-4581 0597-47-4581

別表2 災害医薬品備蓄センター・保健所 備蓄品（医薬品）リスト
災害医薬品備蓄センター

No.	薬効分類	一般名	規格/単位	備蓄量
1	血管拡張剤	亜硝酸アミル（吸入用）	0.25mL/A	20
2	その他の循環器官用薬	ポリスチレンスルホン酸カルシウム	5g/包	420
3	解毒剤	プラリドキシムヨウ化メチル500mg	20mL/A	40
4		ジメルカプロール 100mg/mL	100mg/A	20
5		チオ硫酸ナトリウム 2g/20mL	20mL/A	100
6		エドト酸カルシウム・2ナトリウム 1g/5mL	5mL/A	40
7		球形吸着炭（薬用炭） 2g/包	2g/包	336
8	トキシイド類	沈降破傷風トキシイド（キット） 5Lf/0.5mL	0.5mL/A	20
9	血液製剤類	PG処理抗破傷風人免疫血清グロブリン	250IU/V	10
10	緩下剤	クエン酸マグネシウム 50g/包	50g/包	40
11	血糖測定キット	血糖測定器、穿刺器具、穿刺針	1組	10
12	血糖測定チップ	血糖測定用チップ	25個/箱	250

保健所

1	チアミールナトリウム	0.5gイソゾール	500mg/V	10
2	ジアゼパム	セルシン注射液10mg	10mg/A	20
3	塩酸リドカイン（ゼリー）	キシロカインゼリー	30ml/本	10
4	臭化ベクロニウム	ベクロニウム静注用4mg「F」	4mg/A	20
5	硫酸アトロピン（プレフィルドシリンジ型）	アトロピン注0.05%シリンジ「テルモ」1mL	0.5mg/A	20
6	オフロキサシン（眼軟膏）	タリビッド眼軟膏	3.5g/本	10
7	塩酸ドパミン	ドパミン塩酸塩点滴静注液600mgバッグ「タケダ」	600mg/B	10
8	リドカイン	静注用キシロカイン2%5ml	100mg/A	10
9	塩酸ベラパミル	ワソラン静注5mg	5mg/A	20
10	フロセミド	ラシックス注20mg	20mg/A	10
11	塩酸フェニレフリン	ネオシネジンコーワ注1mg	1mg/A	20
12	ニトログリセリン	ニトロペン舌下錠0.3mg	0.3mg/T	200
13	塩酸ニカルジピン	ペルジピン錠PTP20mg	20mg/T	100
14	硝酸イソソルビド（スプレー）	ニトロールスプレー1.25mg	163.5mg/本	5
15	D-マンニトール	20%マンニトール注射液	300ml/B	10
16	硫酸サルブタモール（エアゾール）	サルタノールインヘラー100μg	13.5ml/本	5
17	アドレナリン（プレフィルドシリンジ型）	アドレナリン注0.1%シリンジ	1mg/A	40
18	ノルエピネフリン	ノルアドリナリン	1mg/A	10
19	0.05%グルコン酸クロルヘキシジン	0.05%ヘキサック水W	500ml/B	20
20	10%ブドウ糖液	光糖液10%	500ml/B	20
21	生理食塩液	生理食塩液「ヒカリ」（点滴用）	500ml/B	20
22	生理食塩液（開栓型）	生理食塩液「ヒカリ」（開栓型）	500ml/B	20
23	ソルビトール加乳酸リンゲル液	ラクテックG注	500ml/B	40
24	炭酸水素ナトリウム	炭酸水素Na静注8.4%PL「フソー」	20ml/A	40
25	イソプロパノール	イソプロプロパノール「ヨシダ」	500ml/B	20
26	セファゾリンナトリウム（注射）	セファゾリンNa点滴静注用1gバッグ「オーツカ」	1g/B	40

伊勢保健所志摩市駐在及び熊野保健所において、各々備蓄量分を備蓄する。

別表3 災害医薬品備蓄センター・保健所 備蓄品（衛生材料等）リスト

No.	分類	品名	規格包装	定数		
1	医療機器	輸液セット（20本入）	21G静脈針付	4		
2		輸血・輸液器具類	小児輸液セット（50セット入）	静脈針なし	1	
3			輸血セット（50セット入）	静脈針付	1	
4			留置針（50本入）	18G	1	
5			留置針（50本入）	22G	1	
6			翼付静脈針（50セット入）	18G	1	
7			翼付静脈針（50セット入）	22G	1	
8			注射用器具	注射器・針（ディスポ）（100本入）	5mL針付	2
9		注射器・針（ディスポ）（100本入）		10mL針付	1	
10		注射器（ディスポ）（50本入）		20mL 針なし	1	
11		注射針（ディスポ）（100本入）		18G	1	
12		注射針（ディスポ）（100本入）		21G	1	
13		注射針（ディスポ）（100本入）		22G	1	
14		固定器具		副木 ソフラットシーネ（10本入）	M 2×8×62cm	5
15	衛生材料	三角巾	三角巾	L	25	
16		綿球	滅菌綿球	径1.4cm 10球入 60袋	1	
17			滅菌綿球	径2cm 10球入 40袋	1	
18		絆創膏	アルポリン（12入）	2.5cm×9m：フィルム製微小孔付	3	
19			トラバン（10巻入）	9mm×10m：紙テープ	2	
20			コクテルン（12入）	25mm×5m：伸縮性	2	
21			コクテルン（6入）	50mm×5m：伸縮性	3	
22			パテンバン（24巻）	12mm×5m：フィルム型	1	
23			パテンバン（6巻）	50mm×5m：フィルム型	3	
24			オウキョウバン（200入）	M 21×70mm	3	
25			包帯	ノンスコレッチNo. 6（10巻入）	5cm×9m：伸縮性	5
26		ノンスコレッチNo. 4（10巻入）		7.5cm×9m：伸縮性	5	
27		レポ包帯 4裂（1本）		7.5cm×9m	5	
28		レポ包帯 5裂（1本）		6cm×9m	5	
29		レポ包帯 6裂（1本）		5cm×9m	5	
30		コンネット包帯 3号（1箱）		32mm×25m	2	
31		コンネット包帯 4号（1箱）		50mm×25m	2	
32		コンネット包帯 5号（1箱）		60mm×25m	2	
33		脱脂綿		カット綿	4cm×4cm 500g	3
34		ガーゼ		滅菌ガーゼ（1枚袋入100袋）	7.5cm×7.5cm 12枚重	3
35			ガゼロン 1号	30cm×30cm 八ツ折	1	
36			ガゼロン 4号	30cm×30cm 四ツ折	1	
37		綿棒	綿棒 片綿（15袋入）	処置用15cm 100本袋入	1	
38		油紙	油紙（100枚入）	38cm×26.5cm	5	
39		シート	防水シート（滅菌済）（25枚入）	1m×1.2m	2	
40		手袋	手術用ゴム手袋（25双函入）	No. 7	1	
41			手術用ゴム手袋（25双函入）	No. 7.5	1	
42			プラスチック手袋（100枚函入）	Mサイズ	1	

災害医薬品備蓄センター、伊勢保健所志摩市駐在及び熊野保健所において、各々備蓄量分を備蓄する。

別表4 災害医薬品備蓄所（三重県医薬品卸業協会） 備蓄品リスト

No	薬効分類	一般名	規格・単位
1	全身麻酔剤	注射用チオペンタールナトリウム 300mg	300mg×10A
2	全身麻酔剤	プロポフォル注射液 500mg50mL	500mg×1V
3	催眠鎮静剤, 抗不安剤	ミダゾラム注射液 10mg 2mL	10mg×10A
4	催眠鎮静剤, 抗不安剤	ジアゼパム注射液 10mg	10mg×10A
5	抗てんかん剤	レベチラセタム注射液500mg	5mg×6A
6	解熱鎮痛消炎剤	ペンタゾシン注射液 15mg	15mg×10A
7	局所麻酔剤	塩酸リドカイン注射液 1%10mL	100mg×10A
8	局所麻酔剤	塩酸リドカイン注 1% 100mL 1V	1、000mg×1V
9	局所麻酔剤	塩酸リドカインゼリー 2%	600mg×5本
10	局所麻酔剤	リドカイン噴霧剤 8%	80g×1B
11	骨格筋弛緩剤	ロクロニウム臭化物静注液25mg/2.5mL	25mg×10A
12	鎮けい剤	硫酸アトロピンキット 0.05%1mL	0.5mg×10A
13	眼科用剤	オフロキサシン軟膏 0.3%	3.5g×10本
14	強心剤	アミノフィリンキット 250mg250mL	250mg×10B
15	強心剤	塩酸ドパミンキット 0.3%200mL	0.3%200mL×10B
16	強心剤	ドブタミン塩酸塩注射液 100mg	100mg×10A
17	血圧降下剤	塩酸ニカルジピン注射液 2mg2mL	2mg×10A
18	血圧降下剤	塩酸ニカルジピン注射液 10mg10mL	10mg×10A
19	局所麻酔剤	塩酸リドカイン注射液 2%5mL	100mg×10A
20	不整脈用剤	塩酸ベラパミル注射液 0.25%2mL	5mg×10A
21	利尿剤	フロセミド注射液 20mg	20mg×10A
22	血管収縮剤	塩酸フェニレフリン注射液 0.1%1mL	1mg×10A
23	血管拡張剤	ニトログリセリン錠 0.3mg	0.3mg×100T
24	血圧降下剤	ニフェジピンカプセル 5mg	5mg×100P
25	血管拡張剤	ニトログリセリン噴霧剤 0.3mg	0.65% 7.2g ×1缶
26	その他の循環器官用薬	D-マンニトール注射液 20%300mL	300mL×15 B
27	気管支拡張剤	プロカテロール塩酸塩水和物吸入剤 10μg	5mL×10本
28	副腎ホルモン剤	エピネフリンキット 0.1%1mL	1mg×10A
29	副腎ホルモン剤	ルエピネフリン注射液 0.1%1mL	1mg×10A
30	副腎皮質ホルモン剤	コハク酸メチルプレドニゾロンナトリウム注射用125mg	125mg×5V
31	糖類剤	ブドウ糖注射液 10%500mL1袋	10%500mL×20B
32	血液代用剤	生理食塩液 100mL	100mL×30B
33	血液代用剤	生理食塩液 500mL	500mL×20B
34	血液代用剤	乳酸リンゲル液	500mL×20B
35	血液代用剤	低分子デキストラン加乳酸リンゲル液	500mL×20B
36	血液凝固阻止剤	ヘパリンナトリウム注射液 1000U/1mL	5、000U×10V
37	アシドーシス治療剤	炭酸水素ナトリウム注射液7%(250mL袋)	250mL×10袋
38	カルシウム剤	塩化カルシウム注射液2% 20mL	20mL×10管
39	補正用電解質液	硫酸マグネシウム注射液0.5mol 20mL	20mL×10管
40	解毒剤	炭酸水素ナトリウム注射液 8.4%20mL	20mL×50A
41	溶解剤	注射用水	20mL×50A
42	含嗽剤	ポピドンヨード含嗽剤	30mL×50本
43	外皮用殺菌消毒剤	ポピドンヨード液	500mL×20B
44	外皮用殺菌消毒剤	イソプロパノール液 70%	500mL×20B
45	外皮用殺菌消毒剤	日本薬局方 消毒用エタノール 500mL	500mL×20B
46	血液代用剤	塩化ナトリウム・ブドウ糖剤 200mL	200mL×20B
47	血液代用剤	乳酸ナトリウム・無機塩類・糖類剤 500mL	500mL×20B
48	主としてグラム陽性、陰性菌に作用するもの	セファゾリンナトリウムキット	1g×10B

別表4 災害医薬品備蓄所（三重県医薬品卸業協会） 備蓄品リスト

No.	北勢地域			中勢地域	南勢地域		伊賀地域	紀北地域	合計
	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	
1		1		1		1	1	1	5
2		10		10		10	10	10	50
3		2		2		2	2	2	10
4		2		3		1	2	2	10
5		2		2		2	2	2	10
6		4		4		4	4	4	20
7		2		2		2	2	2	10
8		1		1		1	1	1	5
9		2		2		2	2	2	10
10		8		8		8	8	8	40
11		2		2		2	2	2	10
12		2		2		2	2	2	10
13		1		1		1	1	1	5
14		1		1		1	1	1	5
15		1		1		1	1	1	5
16		1		1		1	1	1	5
17		2		2		2	2	2	10
18		2		2		2	2	2	10
19		2		2		2	2	2	10
20		1		1		1	1	1	5
21		2		2		2	2	2	10
22		2		2		2	2	2	10
23		4		4		4	4	4	20
24		1		1		1	1	1	5
25		1		1		1	1	1	5
26		1		1		1	1	1	5
27		4		4		4	4	4	20
28		1		1		1	1	1	5
29		1		1		1	1	1	5
30		4		4		4	4	4	20
31		1		1		1	1	1	5
32		1		1		1	1	1	5
33		1		1		1	1	1	5
34		2		2		2	2	2	10
35		1		1		1	1	1	5
36		1		1		1	1	1	5
37		2		2		2	1	1	8
38		1		1		1	1	1	5
39		1		1		1	1	1	5
40		1		1		1	1	1	5
41		2		2		2	2	2	10
42	2	3	3	11	2	4	4	1	30
43	1	1	1	4	1	1	1	1	11
44	1	1	1	4	1	1	1	1	11
45	1	1	1	4	1	1	1	1	11
46	2	2	2	7	2	2	2	1	20
47	2	2	2	7	2	2	2	1	20
48	2	3	3	8	2	3	3	1	25

別表5 災害医薬品備蓄所（災害拠点薬局） 備蓄品リスト

No.	薬効別分類	一般名	規格・単位
1	催眠鎮静剤, 抗不安剤	ジアゼパム錠 2mg	2mg/T
2	催眠鎮静剤, 抗不安剤	プロチゾラムOD錠 0.25mg	0.25mg/T
3	解熱鎮痛消炎剤	アセトアミノフェン錠 200mg	200mg/T
4	解熱鎮痛消炎剤	アセトアミノフェン坐剤（小児用） 100mg	100mg/個
5	解熱鎮痛消炎剤	ジクロフェナトリウム坐剤 25mg	25mg/個
6	解熱鎮痛消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム錠 60mg	60mg/T
7	精神神経用剤	エチゾラム錠 0.5mg	0.5mg/T
8	総合感冒剤	リリド・アセトアミノフェン・無水カフェイン・メレンジウム・リリド・アセトアミノフェン配合剤	1g/H
9	鎮けい剤	臭化ブチルスコポラミン錠 10mg	10mg/T
10	眼科用剤	レボフロキサシン液 1.5%	5mL/本
11	強心剤	ジゴキシン錠 0.125mg	0.125mg/T
12	不整脈用剤	ベラパミル塩酸塩錠 40mg	40mg/T
13	利尿剤	フロセミド錠 20mg	20mg/T
14	血管拡張剤	アムロジピンベシル酸塩口腔内崩壊錠 5mg	5mg/T
15	血管拡張剤	硝酸イソソルビド錠 5mg	5mg/T
16	血管拡張剤	硝酸イソソルビド貼付剤	40mg/枚
17	去痰剤	カルボシステイン錠500mg	500mg/T
18	鎮咳去痰剤	デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠15mg	15mg/T
19	止しゃ剤・整腸剤	ラクトミン（乳酸菌）・酪酸菌・糖化菌配合散 1g	1g/包
20	その他の呼吸器官用薬	ブデソニド/ホルモテロールフルマル酸塩水和物吸入剤	60吸入/キット
21	止しゃ剤, 整腸剤	塩酸ロベラミドカプセル 1mg	1mg/P
22	消化性潰瘍用剤	ランソプラゾールOD錠 15mg	15mg/T
23	消化性潰瘍用剤	レバミピド錠 100mg	100mg/T
24	下剤, 浣腸剤	センソノド錠 12mg	12mg/T
25	その他の消化器官用薬	ドンペリドン錠 10mg	10mg/T
26	糖尿病用剤	グリメピリド錠 1mg	1mg/T
27	痛風治療剤	フェブキソスタット錠 10mg	10mg/T
28	副腎ホルモン剤	プレドニゾロン錠 5mg	5mg/T
29	その他のホルモン剤	インスリンアパルト（遺伝子組換え）キット300単位	300U/キット
30	その他のホルモン剤	ヒトインスリン（遺伝子組換え）キット 300単位	300U/キット
31	化膿性疾患用剤	硫酸ゲンタマイシン軟膏	10g/本
32	鎮痛, 鎮痒, 収斂, 消炎剤	吉草酸ヘタメタリン、硫酸ゲンタマイシン配合軟膏	5g/本
33	鎮痛, 鎮痒, 収斂, 消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム水和物貼付剤 100mg	100mg/1枚
34	血液凝固阻止剤	ワルファリンカリウム錠 1mg	1mg/T
35	止血剤	トラネキサム酸錠 250mg	250mg/T
36	その他の血液・体液用薬	アスピリン腸溶錠 100mg	100mg/T
37	その他のアレルギー薬	ペパタスチンベシル酸塩錠 10mg	60mg/T
38	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	塩酸セファペンピボキシル錠 100mg	100mg/T
39	主としてグラム陽性・マイコプラズマに作用するもの	クラリスロマイシン錠 200mg	200mg/T
40	主としてグラム陽性・マイコプラズマに作用するもの	クラリスロマイシンDS 10%	50mg/包
41	その他の抗生物質製剤	アモキシシリンカプセル 250mg	250mg/P
42	合成抗菌剤	レボフロキサシン錠 250mg	250mg/T
43	注射針	A型専用注射針(JIS T 3226-2)	33G

別表5 災害医薬品備蓄所（災害拠点薬局） 備蓄品リスト

No.	県薬	桑名地区	四日市	鈴鹿亀山	津	松阪地区	伊勢	鳥羽志摩	伊賀	紀北	紀南	合計
1	800	300	500	600	900	300	600	500	600	200	500	5800
2	700	300	400	500	800	300	500	400	500	100	400	4900
3	600	200	400	400	600	200	400	400	400	200	400	4200
4	250	100	150	150	250	100	150	150	150	50	150	1650
5	300	150	200	200	350	100	200	200	200	50	200	2150
6	2000	800	1200	1200	2400	800	1500	1200	1500	300	1500	14400
7	1200	500	800	800	1400	500	800	800	800	200	800	8600
8	2500	1000	1500	1800	2800	1000	1700	1500	1700	400	1500	17400
9	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5200
10	50	20	30	30	50	20	30	30	30	10	30	330
11	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1100
12	700	300	500	600	800	300	500	500	500	100	500	5200
13	1100	400	700	700	1200	400	700	700	700	200	700	7500
14	1100	400	700	800	1200	400	700	700	700	200	700	7500
15	700	300	500	600	800	300	500	500	500	100	500	5200
16	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	550
17	1100	400	700	700	1200	400	700	700	700	200	700	7500
18	2000	1000	1500	1500	2500	1000	1500	1500	1500	500	1500	16000
19	2400	1200	2400	2400	3600	1200	2400	2400	2400	1200	2400	24000
20	14	6	8	12	16	6	5	8	5	2	8	93
21	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5200
22	700	300	500	600	800	300	500	500	500	100	500	5300
23	1100	400	700	700	1200	400	700	700	700	200	700	7500
24	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5200
25	1100	400	700	800	1200	400	700	700	700	200	700	7600
26	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5200
27	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5200
28	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5200
29	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	66
30	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	88
31	110	50	70	80	130	50	80	70	80	20	70	810
32	110	50	70	80	130	50	80	70	80	20	70	810
33	1750	700	1050	1050	1750	700	1050	1050	1050	350	1050	11550
34	1100	400	700	700	1200	400	700	700	700	200	700	7500
35	200	100	100	100	200	100	100	100	100	100	100	1300
36	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	5500
37	2000	1000	1000	1000	2000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	13000
38	2100	800	1300	1400	2300	800	1400	1300	1200	300	1300	14200
39	200	100	100	100	200	100	100	100	100	100	100	1300
40	800	120	240	600	800	120	500	240	500	60	500	4480
41	2100	800	1300	1800	2300	800	1400	1300	1200	300	1400	14700
42	350	150	250	300	400	150	250	250	250	50	250	2650
43	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	7700

別表6 災害衛生材料流通備蓄所 備蓄品リスト

No.	分類	品名	規格包装	定数	
1	医療機器	輸血・輸液器具類	輸液セット (20本入)	21G静脈針付	75
2			小児輸液セット (50セット入)	静脈針なし	12
3			輸血セット (50セット入)	静脈針付	9
4			留置針 (50本入)	18G	6
5			留置針 (50本入)	22G	6
6			翼付静脈針 (50セット入)	18G	6
7			翼付静脈針 (50セット入)	22G	6
8		注射用器具	注射器・針 (ディスポ) (100本入)	5mL針付	30
9			注射器・針 (ディスポ) (100本入)	10mL針付	15
10			注射器 (ディスポ) (50本入)	20mL 針なし	15
11			注射針 (ディスポ) (100本入)	18G	15
12			注射針 (ディスポ) (100本入)	21G	15
13			注射針 (ディスポ) (100本入)	22G	15
14			固定器具	副木 ソフラットシーネ (10本入)	M 2×8×62cm
15	衛生材料	三角巾	三角巾	L	900
16		綿球	滅菌綿球	径1.4cm 10球入 60袋	18
17			滅菌綿球	径2cm 10球入 40袋	30
18			滅菌綿球	径3cm 10球入 30袋	12
19		絆創膏	アルポリン (12入)	2.5cm×9m : フィルム製微小孔付	36
20			トラバン (10巻入)	9mm×10m : 紙テープ	36
21			コクテルン (12入)	25mm×5m : 伸縮性	30
22			コクテルン (6入)	50mm×5m : 伸縮性	36
23			パテンバン (24巻)	12mm×5m : フィルム型	15
24			パテンバン (6巻)	50mm×5m : フィルム型	30
25			オウキウバン (200入)	M 21×70mm	60
26			包帯	ノンスコレッチNo. 6 (10巻入)	5cm×9m : 伸縮性
27		ノンスコレッチNo. 4 (10巻入)		7.5cm×9m : 伸縮性	60
28		レポ包帯 4裂 (1本)		7.5cm×9m	90
29		レポ包帯 5裂 (1本)		6cm×9m	90
30		レポ包帯 6裂 (1本)		5cm×9m	90
31		コンネット包帯 3号 (1箱)		32mm×25m	30
32		コンネット包帯 4号 (1箱)		50mm×25m	30
33		コンネット包帯 5号 (1箱)	60mm×25m	30	
34		脱脂綿	カット綿	4cm×4cm 500g	60
35		ガーゼ	滅菌ガーゼ (1枚袋入100袋)	7.5cm×7.5cm 12枚重	60
36			ガゼロン 1号	30cm×30cm 八ツ折	30
37			ガゼロン 4号	30cm×30cm 四ツ折	30
38		綿棒	綿棒 片綿 (15袋入)	処置用15cm 100本袋入	15
39		油紙	油紙 (100枚入)	38cm×26.5cm	60
40		シーツ	防水シーツ (滅菌済) (25枚入)	1m×1.2m	36
41		手袋	手術用ゴム手袋 (25双函入)	No. 7	24
42	手術用ゴム手袋 (25双函入)		No. 7.5	24	
43	プラスチック手袋 (100枚函入)		Mサイズ	15	

別表7 災害歯科用医薬品等流通備蓄所 備蓄品リスト

No.	分類	品名	規格包装	定数
1	局所麻酔剤	オーラ注歯科用カートリッジ	50本入	30
2		オクタプレシンカートリッジ	50本入	6
3	止血剤	スポンゼル	7×10cm×1cm 5枚	6
4	その他医薬品	ホルマリンクレゾール	15mL	60
5		歯科用フェノールカンフル	15mL	60
6		ネオクリーナ	30mL	30
7	注射用器具	歯科用カートリッジシリンジ（浸潤麻酔用）	1ケース	6
8		歯科用カートリッジシリンジ（伝達麻酔用）	1ケース	6
9		洗浄用ミニムシリンジ	2mL×12	6
10	固定器具	注射針（30G）	100本入	18
11		三内式シーネ	6個入	12
12		0.5mm歯牙結紮線	10m巻	12
13	その他器具	縫合針（角針）	10本入	6
14		糸付き縫合針	12本入	12
15		メス（No. 11）	20本入	30
16		メス（No. 15）	20本入	30
17		デンタルミラー	1本	60
18		即時重合レジン	250g	30
19		持針器（七浦式）	1個	15
20		歯科用ピンセット	# 18	15
21		歯肉ハサミ（アイリス直）	1本	15
22		歯肉ハサミ（アイリス曲）	1本	15
23		舌圧子	200個入 ディスポ	9
24		ホーのプライヤー	# 100 1本	9
25		ワイヤー把持鉗子（ピースプライヤー）	# 118 1本	9
26		ワイヤーニッパー	1個	9
27		デンタルミラー	50本入 ディスポ	15

* 保管備蓄量については、北部：中部：南部を 1：1：1 の割合とする。

別表8 避難所で必要となる一般用医薬品(OTC医薬品)のリストの例示

想定数量1,000人(大人600人子供400人)

大分類	小分類	想定数量1,000人(大人600人子供400人)
風邪薬	総合感冒薬	100人分
	小児用総合感冒薬	40人分
	咳止め	20人分
	小児用咳止め	10人分
	のど飴(トローチ剤を含む)	100人分
	鼻炎薬(点鼻薬含む)	10人分(季節性あり)
	小児用鼻炎薬	10人分
	うがい薬(スプレータイプを含む)	避難所に10個
胃腸薬	便秘薬	100人分
	下痢止め	100人分
	整腸薬	50人分
	大人用浣腸	避難所に100個
	小児用浣腸	避難所に100個
	健胃消化薬	100人分
	胃痛治療薬	20人分
中枢用薬	解熱鎮痛薬	50人分
	睡眠薬	100人分
皮膚用剤	ステロイド軟膏	避難所に50個
	非ステロイド軟膏	避難所に50個
	乾燥性掻痒症治療剤(季節性あり)	避難所に50個
	皮膚保護剤(白色ワセリン)	500g
	プラスチック容器	10g容器30個(ワセリン分配用)
	水虫薬(液剤・クリーム剤)	避難所に50個
	消毒薬	避難所に20個
	キズ薬(止血剤を含む)	避難所に10個
ビタミン剤	ビタミン剤	50人分
外用消炎鎮痛剤	冷シップ剤	避難所に200枚
	温シップ剤	避難所に200枚
目薬	消炎性点眼薬	30人分
	アレルギー性点眼薬	300人分(季節性あり)
	ドライアイ用点眼薬	100人分
	抗菌点眼薬	30人分
その他医薬品	痔用治療剤	注入軟膏として100本
	口内炎用軟膏	50人分
	手指消毒液(速乾性)	避難所に10本
衛生用品	生理用ナプキン	避難所に300個
	ドライシャンプー	避難所に50本
	滅菌ガーゼ	避難所に300枚
	キズテープ	避難所に500枚
	オブラート	避難所に300枚
	マスク	避難所に1,000枚
	綿棒	避難所に1,000本
	冷感シート	避難所に100枚
	体温計	避難所に10本

備蓄様式 2

災害医薬品等使用報告書

年 月 日

三重県医療保健部薬務課長 様

備 蓄 所 名

管理責任者名

当備蓄所において備蓄している災害医薬品等を使用しましたので、下記のとおり報告します。

1 使用年月日 年 月 日

2 医薬品等供給先

3 使用した医薬品等の内容（品名、数量等）

4 その他

医薬品等管理業務要領

(目的)

第1 この要領は、災害時に被災地外等から、県医薬品等集積施設、地域医薬品等供給施設に集められた医薬品、医療機器、衛生材料（以下「医薬品等」という。）の管理を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(県医薬品等集積施設)

第2 県医薬品等集積施設（以下「県集積所」という。）は、被災状況等により県災害対策本部保健医療部隊（薬務課）（以下「保健医療部隊（薬務課）」とする。）が適切な場所に設置するもので、設置後、場所等を関係市町等に通知する。

(地域医薬品等供給施設)

第3 地域医薬品等供給施設（以下「地域供給所」という。）は、県地方災害対策部（保健所）が被災状況等により医薬品卸売販売業者の営業所その他適切な施設から指定するもので、設置後、関係市町等に通知する。

(管理者)

第4 県集積所及び地域供給所で従事する者のうちから各々管理者を定めるものとし、管理者は必要に応じて、出納、保管管理、運搬の各班を設けることができる。

(業務)

第5 各業務は、次のとおりとする。

1 管理者

- (1) 保健医療部隊（薬務課）と連絡調整を行い、不足医薬品等がある場合には供給要請する。
- (2) 県集積所又は地域供給所における業務の総括と人員の配置を行う。

2 出納

- (1) 医薬品等を受入時に点検し、医薬品は医療用、一般用の別、さらに薬効分類別に仕分け、衛生材料は用途別に仕分けする。
- (2) 医薬品等の搬送要請及び照会等に対応する。
- (3) 医薬品等の入出庫について帳簿を作成し在庫管理を行う。

3 保管管理

医薬品等の保管管理、有効期限の確認及び不良医薬品等の検査を行う。

4 搬送等

医薬品等の発注がありしだい、その該当品を選別し、供給要請元まで搬送する。ただし、被災により搬送できないときは供給要請元に搬送を依頼する。

(報告)

第6 管理者は、薬務課長に医薬品等の受入（管理様式1）及び在庫状況（管理様式2）

について毎日報告を行うものとする。

- 附則 この要領は、平成11年3月9日から施行する。
- 附則 この要領は、平成13年3月5日から施行する。
- 附則 この要領は、平成15年3月26日から施行する。
- 附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成28年2月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年3月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

医薬品等の受入報告書

年 月 日

三重県医療保健部薬務課長 様

〈TEL:059-224-2330 , FAX:059-224-2344〉

集積施設及び供給施設名

管 理 者 名

〈TEL : — — 〉

医薬品等の受入について、次のとおり報告します。

医薬品等 搬入者	住 所			
	氏 名			
品 名	規 格	数 量	備 考	
				(有償・無償)
				(有償・無償)
				(有償・無償)
				(有償・無償)
				(有償・無償)
				(有償・無償)
				(有償・無償)
				(有償・無償)
				(有償・無償)
				(有償・無償)

受領者署名欄	上記医薬品等を確かに受領いたしました。 受領者名
--------	---------------------------------

医薬品等の在庫状況報告書

年 月 日

三重県医療保健部薬務課長 様

〈TEL:059-224-2330 , FAX:059-224-2344〉

集積施設及び供給施設名

管 理 者 名

〈TEL : — — 〉

医薬品等の在庫状況について、次のとおり報告します。(年 月 日現在)

品 名	規 格	数 量	備 考

資料

災害時における医薬品等の調達に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と【医薬品関係団体】（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し、医薬品、衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する医薬品等の調達を要請することができる。

（調達医薬品等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1） 医薬品
- （2） 衛生材料
- （3） その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第3条 前条に掲げる医薬品等の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（医薬品等の価格、支払）

第4条 医薬品等の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲、乙協議のうえ速やかに行うものとする。

（医薬品等の引渡し）

第5条 医薬品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、医薬品等を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員派遣を代行させることができる。

（医薬品等供給体制の整備）

第6条 乙は、甲から医薬品等の供給の要請がある場合に備え、迅速に供給できる体制を整備するよう努めるものとする。

（保有数量の報告）

第7条 甲は、乙に対し、医薬品等の保有数量の報告を必要に応じ求めることができる。

（協議）

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

なお、乙は乙の加入会員に周知するものとする。

※以上、協定書の内容を掲載

三重県災害薬事コーディネーターの派遣に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、三重県内で地震、津波及び事故等の災害によって大規模な人的被害が発生した場合に、甲からの要請に応じ、乙が行う三重県災害薬事コーディネーター（以下「薬事コーディネーター」という。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

（派遣要請）

第2条 甲は、三重県内で地震、津波及び事故等の災害によって大規模な人的被害が発生した場合で、医薬品・衛生材料の確保・供給等が迅速かつ的確に実施されるために必要があると判断したときは、乙に薬事コーディネーターの派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けた場合は、薬事コーディネーターを甲が指定する場所に派遣するものとする。

（業務内容）

第3条 薬事コーディネーターは、甲が指定した場所において、次に掲げる事項にかかる助言等を行うものとする。

- (1) 医薬品等の確保・供給に関すること。
- (2) 県医薬品等集積施設及び地域医薬品等供給施設の設置・運営に関すること。
- (3) 薬事関係者の状況把握および調整に関すること。
- (4) 応援薬剤師の受入・調整に関すること。
- (5) その他薬事及び保健衛生に関すること。

（実費弁償等）

第4条 薬事コーディネーターの実費弁償は、甲の要請により出務した1日につき、災害

救助法施行細則（昭和40年三重県規則第11号）別表に定める額を甲が支給するものとする。

2 薬事コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の例により甲が扶助金を支給する。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙、協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

※以上、協定書の内容を掲載

災害時の医療救護活動に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の医療救護活動に関して協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、災害救助法、三重県地域防災計画及び三重県石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち医療救護活動について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、必要に応じて、乙に薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲と調整を行ったうえで、薬剤師を派遣するものとする。

3 緊急止むを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は、薬剤師を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（薬剤師に対する指揮命令等）

第3条 薬剤師の活動の連絡調整を図るため、甲が行う乙の派遣する薬剤師に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

2 乙が派遣する薬剤師の現場における当面の活動は、甲又は派遣先の市町村もしくは医療救護施設等の管理者の指示によるものとする。

（薬剤師の業務）

第4条 乙が派遣する薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所、避難所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 救護所、避難所、医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理及び供給
- (3) 避難所の衛生管理
- (4) 前各号に掲げるもののほか、医療救護に必要な事項

（薬剤師の輸送）

第5条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、薬剤師の輸送について、必要な措置を取るものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する薬剤師が使用する医薬品等は、当該薬剤師が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（報 告）

第7条 乙が派遣する薬剤師が、第4条各号に掲げる業務を実施した場合は、必要な記録を行うとともに、乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告をとりまとめのうえ、甲に報告するものとする。

3 乙は、薬剤師が業務を行うに当たり、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（実費弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要した実費

- (2) 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費
 - (3) 薬剤師が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
 - (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの
- 2 前項に定める実費弁償等の額については、別に定めるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

※以上、協定書の内容を掲載

災害時医薬品等供給連絡会設置要綱

(設置)

第1条 災害時における医薬品、衛生材料、医療機器等（以下「医薬品等」という。）の十分な確保と円滑な供給を図るため、県内関係団体等から成る災害時医薬品等供給連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、もって災害時医療を円滑かつ迅速に実施することに資する。

(業務)

第2条 連絡会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 災害時における医薬品等の備蓄・確保に関すること。
- (2) 災害時における医薬品等の供給・搬送に関すること。
- (3) 情報交換及び相互連絡調整に関すること。
- (4) その他

(組織)

第3条 連絡会は、別表関係団体等をもって組織する。

(会長)

第4条 連絡会に会長を置く。

- 2 会長は、三重県医療保健部薬務課長とする。
- 3 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が召集し主催する。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、三重県医療保健部薬務課で所掌する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるほか、連絡会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則 この要綱は、平成11年1月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成15年3月26日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年2月17日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年2月17日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年3月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）医薬品関係団体

- ① 一般社団法人三重県薬剤師会
- ② 一般社団法人三重県医薬品登録販売者協会
- ③ 三重県薬事工業会
- ④ 三重県医薬品配置協議会
- ⑤ 東海歯科用品商協同組合三重県支部
- ⑥ 三重県医療機器販売業協会
- ⑦ 三重県医薬品卸業協会
- ⑧ 一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部（三重支部）

（2）その他関係団体

- ① 公益社団法人三重県医師会
- ② 公益社団法人三重県歯科医師会
- ③ 一般社団法人三重県病院協会

（3）関係機関

- ① 三重県市長会
- ② 三重県町村会
- ③ 三重県警察本部
- ④ 日本赤十字社三重県支部
- ⑤ 三重県赤十字血液センター

（4）県

- ① 三重県医療保健部医療保健総務課
- ② 三重県医療保健部薬務課
- ③ 三重県防災対策部災害対策課
- ④ 保健所

災害拠点薬局等指定要領

(目的)

第1条 地域における薬局間のネットワーク機能を有する薬局又は医薬分業推進支援センター（使用頻度の低い医薬品の備蓄・薬局への譲渡、医薬品情報の収集・提供などの業務を行う目的で、都道府県薬剤師会又は、法人格を有する郡市区薬剤師会が設置する医薬分業推進支援センターをいう。以下同じ）を災害拠点薬局又は災害拠点卸売販売業（以下、「災害拠点薬局等」という。）として指定することにより、大規模災害発生時に必要な医薬品等の確保及び供給を図る。

(災害拠点薬局等)

第2条 災害拠点薬局等は、次に掲げる基幹災害拠点薬局等及び地域災害拠点薬局等とし、一般社団法人三重県薬剤師会長の推薦する薬局又は医薬分業推進支援センターのうちから知事が指定する。

(1) 基幹災害拠点薬局等

原則として、県内に1カ所指定するものとする。

(2) 地域災害拠点薬局等

原則として、保健所ごとに1カ所指定するものとする。ただし、地勢等を考慮して志摩市に1カ所指定するものとする。

(機能)

第3条 災害拠点薬局等は、県と緊密に連携して、次の業務を行うものとする。

(1) 県の委託に基づく災害用医薬品等の備蓄業務

(2) 発災に備えた医薬品等の確保・供給に関する必要な調査等の業務

(3) 発災時における医薬品等の確保・供給業務

(指定期間)

第4条 災害拠点薬局等の指定期間は、指定された日から5年とし、再指定を妨げない。ただし、指定替えにともなう指定期間は、前災害拠点薬局等の残りの指定期間とする。

(指定証)

第5条 災害拠点薬局等指定証は、第1号様式とする。

(指定の取消し)

第6条 知事は、災害拠点薬局等が次の各号の一に該当する場合には指定を取り消す。

- (1) 災害拠点薬局等が薬事法に規定する薬局又は卸売販売業の許可を失効したとき
- (2) 災害拠点薬局等から指定辞退の申出があったとき。ただし、辞退の申出は6カ月前までに行い、かつ、年度途中の辞退は認めないものとする。
- (3) その他災害拠点薬局等として、不相当と認められる事由があるとき。

附則

- 1 この要領は、平成18年3月1日から施行する。
- 2 この要領の施行にともなう災害拠点薬局等の指定の始期は、平成18年4月1日とする。

附則 この要領は、平成23年2月7日から施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

災害拠点薬局等指定証

指定番号 三重 第 号

氏名（法人にあつては、名称）

名 称

所在地

災害拠点薬局等指定要領第2条の規定により、基幹（地域）災害拠点薬局（卸売販売業）として指定したことを証明する。

平成 年 月 日

三重県知事

指定期間 年 月 日から
年 月 日まで

紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定に基づく医薬品等供給実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)に基づく医薬品等の供給の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当部局)

第2条 医薬品等の供給の応援を実施する担当部局は次のとおりとし、担当部局は協定第2条に規定する相互連絡体制等の整備に努めるものとする。

- (1) 三重県は、健康福祉部薬務食品室とする。
- (2) 奈良県は、福祉部健康安全局薬務課とする。
- (3) 和歌山県は、福祉保健部健康局薬務課とする。

(医薬品等の供給の応援)

第3条 医薬品等の供給の応援は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品の提供及び斡旋
- (2) 衛生材料の提供及び斡旋
- (3) 前各号に定めるもののほか、要請のあった薬事に関する事項

(必要な資料の交換)

第4条 担当部局は、この実施細目が円滑に行われるよう、毎年6月末までに、次の参考資料を相互に交換するとともに、必要に応じて意見交換を実施するものとする。

- (1) 担当部局の責任者、主務者及び副務者の職名及び氏名並びにその連絡方法等
- (2) 三県において近接する医薬品、衛生材料等の販売施設の状況
- (3) 医薬品、衛生材料等備蓄の状況
- (4) その他応援に必要な事項

(その他)

第5条 この実施細目に定めのない事項等については、その都度担当部局が協議して定めるものとする。

附則

この実施細目は、平成17年2月3日から施行する。

平成17年2月3日

三重県健康福祉部長
奈良県福祉部長
和歌山県福祉保健部長

關係機關一覽

三重県災害対策本部

【災害対策統括部】

部隊名	班名	所属	電話番号	FAX番号
保健医療部隊	情報収集・分析 班、医療活動支援 班、保健衛生班	医療保健総務課	059-224-2238	059-224-2275
		薬務課	059-224-2330	059-224-2344
		医療政策課	059-224-3370	059-224-2340
総括部隊	総括班	災害対策課 戦略企画総務課	059-224-2189	059-224-2199
警察部隊	警備部	三重県警察本部 警備第二課	059-222-0110	059-222-0110

【県地方災害対策部】

各地方統括部及び各事務所等	電話番号	FAX番号
桑名地方統括部 統括班	0594-24-3821	0594-24-3795
四日市地方統括部 統括班	059-352-0560	059-352-0553
鈴鹿地方統括部 統括班	059-382-9786	059-382-9792
津地方統括部 統括班	059-223-5300	059-227-3170
松阪地方統括部 統括班	0598-50-0503	0598-50-0618
伊勢地方統括部 統括班	0596-27-5115	0596-27-5251
伊賀地方統括部 統括班	0595-24-8003	0595-24-8010
尾鷲地方統括部 統括班	0597-23-3407	0597-23-2130
熊野地方統括部 統括班	0597-89-6105	0597-89-6107
桑名保健所 保健衛生室衛生指導課	0594-24-3621	0594-24-3692
鈴鹿保健所 保健衛生室衛生指導課	059-382-8671	059-382-7958
津保健所 保健衛生室衛生指導課	059-223-5290	059-223-5119
松阪保健所 保健衛生室衛生指導課	0598-50-0527	0598-50-0621
伊勢保健所 保健衛生室衛生指導課	0596-27-5135	0596-27-5253
伊賀保健所 保健衛生室衛生指導課	0595-24-8070	0595-24-8085
尾鷲保健所 保健衛生室衛生指導課	0597-23-3446	0597-23-3449
熊野保健所 保健衛生室衛生指導課	0597-85-2158	0597-85-3914

県内各警察署

各警察署名	郵便番号	所在地	電話番号
桑名警察署	511-0836	桑名市大字江場626-2	0594-24-0110
いなべ警察署	511-0206	いなべ市員弁町宇野320-1	0594-84-0110
四日市北警察署	510-0012	四日市市大字羽津4452番地	059-366-0110
四日市南警察署	510-0064	四日市市新正5丁目5番5号	059-355-0110
四日市西警察署	510-1222	三重郡菰野町大字大強原3241	059-394-0110
鈴鹿警察署	510-0237	鈴鹿市江島町3446番地	059-380-0110
亀山警察署	519-0165	亀山市野村四丁目1番27号	0595-82-0110
津警察署	514-0033	津市丸之内22番1号	059-213-0110
津南警察署	514-1101	津市久居明神町2501-1	059-254-0110
松阪警察署	515-0019	松阪市中央町366-1	0598-53-0110
大台警察署	519-2404	多気郡大台町佐原848	0598-84-0110
伊勢警察署	516-0016	伊勢市神田久志本町1481-3	0596-20-0110
鳥羽警察署	517-0042	鳥羽市松尾町74-4	0599-25-0110
伊賀警察署	518-0823	伊賀市四十九町1929-1	0595-21-0110
名張警察署	518-0751	名張市蔵持町芝出837-3	0595-62-0110
尾鷲警察署	519-3652	尾鷲市古戸町1-50	0597-25-0110
熊野警察署	519-4324	熊野市井戸町380	0597-88-0110
紀宝警察署	519-5701	南牟婁郡紀宝町鶴殿1709-2	0735-33-0110

各市町防災担当課

【市】

市町名	防災担当課	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
桑名市	防災・危機管理課	511-8601	桑名市中央町2-37	0594-24-1185 0594-24-2945
いなべ市	防災課	511-0293	いなべ市北勢町阿下喜31	0594-86-7746 0594-86-7859
四日市市	危機管理室	510-8601	四日市市諏訪町1-5	059-354-8119 059-350-3022
鈴鹿市	防災危機管理課	513-8701	鈴鹿市神戸1-18-18	059-382-9968 059-382-7603
亀山市	危機管理室	519-0195	亀山市本丸町577	0595-84-5035 0595-82-9955
津市	危機管理課	514-8611	津市西丸之内23-1	059-229-3281 059-223-6247
松阪市	防災対策課	515-8515	松阪市殿町1340-1	0598-53-4313 0598-22-1055
伊勢市	危機管理課	516-8601	伊勢市岩淵1-7-29	0596-21-5523 0596-20-3151
鳥羽市	総務課 防災危機管理室	517-0011	鳥羽市鳥羽3-1-1	0599-25-1118 0599-25-1138
志摩市	地域防災室	517-0592	志摩市阿児町鶴方3098-22	0599-44-0203 0599-44-5252
伊賀市	総合危機管理課	518-8501	伊賀市上野丸之内116	0595-22-9640 0595-24-0444
名張市	危機管理室	518-0492	名張市鴻之台1-1	0595-63-7271 0595-64-0089
尾鷲市	防災危機管理課	519-3696	尾鷲市中央町10-43	0597-23-8118 0597-22-9343
熊野市	防災対策推進課	519-4392	熊野市井戸町796	0597-89-4111 0597-89-4277

【桑名郡】

市町名	防災担当課	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
木曽岬町	危機管理課	498-8503	木曽岬町西対海地251	0567-68-6101 0567-66-4841

【員弁郡】

市町名	防災担当課	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
東員町	環境防災課危機管理室	511-0251	東員町山田1600	0594-86-2824 0594-86-2850

【三重郡】

市町名	防災担当課	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
菰野町	総務課	510-1292	菰野町潤田1250	059-391-1102 059-394-3199
朝日町	防災保全課	510-8522	朝日町小向893	059-377-5610 059-377-5661
川越町	安全環境課	510-8588	川越町豊田一色280	059-366-7163 059-364-2568

【多気郡】

市町名	防災担当課	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
多気町	総務課	519-2181	多気町相可1600	0598-38-1111 0598-38-1140
明和町	総務防災課	515-0332	明和町馬之上945	0596-52-7110 0596-52-7133
大台町	総務課	519-2404	大台町佐原750	0598-82-3781 0598-82-1618

【度会郡】

市町名	防災担当課	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
玉城町	総務政策課 防災対策室	519-0495	玉城町田丸114-2	0596-58-8200 0596-58-4494
大紀町	防災安全課	519-2703	大紀町滝原1610-1	0598-73-3318 0598-73-2738
南伊勢町	防災安全課	516-0194	南伊勢町五ヶ所浦3057	0599-66-1704 0599-66-1904
度会町	みらい安心課	516-2195	度会町棚橋1215-1	0596-62-2424 0596-62-1647

【北牟婁郡】

市町名	防災担当課	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
紀北町	危機管理課	519-3292	紀北町東長島769-1	0597-46-3114 0597-47-5909

【南牟婁郡】

市町名	防災担当課	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
御浜町	総務課	519-5292	御浜町阿田和6120-1	05979-3-0505 05979-2-3502
紀宝町	総務課防災対策室	519-5701	紀宝町鶴殿324	0735-33-0335 0735-32-1244

日本赤十字社

【日本赤十字社三重県支部】

名称	郵便番号	所在地	電話／FAX番号
日本赤十字社三重県支部	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル2階	059-227-4145 059-227-6245

【三重県赤十字血液センター】

名称	郵便番号	所在地	電話／FAX番号
三重県赤十字血液センター	514-0003	津市桜橋2-191	059-229-3582 059-229-3614

国の機関

【厚生労働省（一部）】

担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
官房総務課	100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2	NTT 03-5253-1111	NTT 03-3595-2392 NTT 03-3595-2573
医政局経済課	100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2	NTT 03-3595-2421	NTT 03-3507-9041
医薬・生活衛生局総務課	100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2	NTT 03-3595-2377	NTT 03-3591-9044
東海北陸厚生局健康福祉部医事課	461-0011	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階	NTT 052-971-8836	NTT 052-971-8876

【指定行政機関（一部）】

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
内閣府防災担当	100-8969	東京都千代田区霞が関1-2-2	NTT 03-3501-5693	NTT 03-3501-5199
消防庁防災課	100-8927	東京都千代田区霞が関2-1-2	NTT 03-5253-7525	NTT 03-5253-7535

【自衛隊】

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
陸上自衛隊 第33普通科連隊第3科	514-1118	津市久居新町975	NTT 059-255-3133 (内線238) 衛星系無線 841-11	NTT 059-255-3133 (切替) 衛星系無線 841-19
陸上自衛隊航空学校 警備訓練班（明野航空学校）	519-0501	伊勢市小俣町明野5593-11	NTT 0596-37-0111 衛星系無線 842-11	NTT 0596-37-0111 (切替) 衛星系無線 842-19

【海上保安部】

機関名	担当部課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
四日市 海上保安部	警備救難課 海上防災係	510-0051	四日市市千歳町5-1	NTT 059-357-0118	NTT 059-357-0741
鳥羽 海上保安部	警備救難課	517-0011	鳥羽市鳥羽1-2383-28	NTT 0599-25-0118	NTT 0599-26-4998
尾鷲 海上保安部	警備救難課	519-3614	尾鷲市南陽町6-34	NTT 0597-25-0118	NTT 0597-22-0639

近隣都道府県薬務関係担当課

都道府県名	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
富山県	厚生部 くすり政策課	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3234
石川県	健康福祉部 薬事衛生課	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1442
福井県	健康福祉部 医薬食品・衛生課	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0347
長野県	健康福祉部 薬事管理課	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7157
岐阜県	健康福祉部 薬務水道課	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111 (代表)
静岡県	健康福祉部 生活衛生局薬事課	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2411
愛知県	保健医療局生活衛生部 医薬安全課	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-961-6303
滋賀県	健康医療福祉部 薬務課	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3634
京都府	健康福祉部 薬務課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4786
大阪府	健康医療部 生活衛生室薬務課	540-8570	大阪府中央区大手前2-1-22	06-6944-6699
兵庫県	健康福祉部 健康局薬務課	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3269
奈良県	福祉医療部医療政策局 薬務課	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8670
和歌山県	福祉保健部 健康局薬務課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2661
徳島県	保健福祉部 薬務課	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2231

公益社団法人 三重県医師会

【三重県医師会】 会長 二井 栄

名称	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
三重県医師会	514-8538	津市桜橋2-191-4	059-228-3822 059-225-7801

【郡市医師会】

名称	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
桑名医師会	511-0835	桑名市大字本願寺字市之縄262-1 桑名医師会館内	0594-22-8173 0594-25-0226
いなべ医師会	511-0428	いなべ市北勢町阿下喜771 三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センターいなべ総合病院内	0594-72-6975 0594-72-6746
四日市医師会	510-0087	四日市市西新地14-20 四日市医師会館内	059-352-9117 059-352-8050
鈴鹿市医師会	513-0809	鈴鹿市西条5-118-4 鈴鹿市医師会館内	059-382-3061 059-382-6841
亀山医師会	519-0116	亀山市本町2-6-19 亀山医師会館内	0595-82-9509 0595-82-9680
津地区医師会	514-0002	津市島崎町97-1 津地区医師会館内	059-227-1775 059-227-3677
久居一志地区医師会	514-1135	津市久居本町1400-2 久居一志地区医師会館内	059-255-3155 059-256-5210
松阪地区医師会	515-0076	松阪市白粉町363 松阪地区医師会館内	0598-21-0327 0598-21-0332
伊勢地区医師会	516-0035	伊勢市勢田町613-12 伊勢地区医師会館内	0596-28-2476 0596-23-6485
志摩医師会	517-0501	志摩市阿児町鶴方2548-2 志摩医師会館内	0599-44-0176 0599-44-0178
紀北医師会	519-3653	尾鷲市上野町5-25 尾鷲総合病院内	0597-22-2857 0597-23-1810
紀南医師会	519-4324	熊野市井戸町750-1 熊野市社会福祉センター内	0597-89-5558 0597-89-5559
伊賀医師会	518-0823	伊賀市四十九町1929-42 伊賀医師会館内	0595-23-5550 0595-24-3409
名賀医師会	518-0721	名張市朝日町1361-4 名賀医師会館内	0595-64-2321 0595-64-0331
三重大学医師会	514-8507	津市江戸橋2-174 三重大学医学・病院管理部総務課内	059-232-1111 059-231-5074

公益社団法人 三重県歯科医師会

【三重県歯科医師会】 会長 大杉 和司

名称	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
三重県歯科医師会	514-0003	津市桜橋2-120-2	059-227-6488 059-227-0510

【郡市歯科医師会】

名称	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
桑名歯科医師会	511-0068	桑名市中央町3-23 桑名シティホテル2階	0594-22-3517 0594-22-9380
四日市歯科医師会	510-0093	四日市市本町9-12	059-354-8512 059-354-8513
鈴鹿歯科医師会	513-0809	鈴鹿市西条5-118-5	059-382-9431 059-382-9437
亀山歯科医師会	519-0155	亀山市御幸町231 秋本歯科医院内	0595-82-0115 0595-83-3516
津歯科医師会	514-0004	津市栄町2-365	059-225-1304 059-223-3936
松阪地区歯科医師会	515-0078	松阪市春日町1-8 松阪市歯科センター内	0598-26-4803 0598-26-7603
伊勢地区歯科医師会	516-0076	伊勢市八日市場町13-1	0596-24-1904 0596-27-3833
鳥羽志摩歯科医師会	517-0404	志摩市浜島町浜島3271-2 山本歯科医院内	0599-53-2121 0599-53-2127
尾鷲歯科医師会	519-3604	尾鷲市港町8-23 仲歯科医院内	0597-22-0155
南紀歯科医師会	519-4324	熊野市井戸町374-8	0597-89-7002 0597-85-3677
伊賀歯科医師会	518-0869	伊賀市上野中町2976-1 上野ふれあいプラザ3階	0595-26-1418 0595-26-1419

一般社団法人 三重県病院協会

【三重県病院協会】

理事長 竹田 寛

名称	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
三重県病院協会	514-0009	津市羽所町514 サンヒルズ内	059-223-2744 059-223-2745

一般社団法人 三重県薬剤師会

【三重県薬剤師会】 会長 西井 政彦

名称	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
三重県薬剤師会	514-0002	津市島崎町312-1	059-228-5995 059-225-4728

【地域・職域薬剤師会】

名称	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
桑名地区薬剤師会	511-0819	桑名市大字北別所字福地399-8	0594-25-3100 0594-25-3103
四日市薬剤師会	510-0093	四日市市本町9-8	059-354-8440 059-354-8441
鈴鹿亀山薬剤師会	513-0818	鈴鹿市安塚町638-21	059-381-2233 059-381-2234
津薬剤師会	514-1135	津市久居本町1347-1 津商工会議所久居支所2階	059-255-4387 059-255-4388
松阪地区薬剤師会	515-0073	松阪市殿町1580-1	0598-22-2356 0598-22-2000
伊勢薬剤師会	516-0014	伊勢市楠部町3039	0596-20-0133 0596-20-0134
鳥羽志摩薬剤師会	517-0214	志摩市阿児町鶴方1262-1 志摩センター薬局	0599-46-0777 0599-46-0888
伊賀薬剤師会	518-0823	伊賀市四十九町風呂谷831-4	0595-26-7270 0595-26-7277
紀北薬剤師会	519-3653	尾鷲市上野町5-37 紀北調剤薬局ビル2階	0597-37-4646 0597-37-4747
紀南薬剤師会	519-5204	南牟婁郡御浜町 大字阿田和5189-7 あたわ調剤薬局	05979-3-0710 05979-3-0715
病診薬剤師会	514-8507	津市江戸橋2-174 三重大学医学部附属病院薬剤部	059-231-5180 059-232-1201
行政薬剤師会	514-8570	津市広明町13 三重県医療保健部薬務課	059-224-2330 059-224-2344
勤務薬剤師会	514-0008	津市上浜町5-141 宏輝(株)三重工場	059-228-7751 059-228-1532
教員薬剤師会	518-0721	鈴鹿市南玉垣町3500-3 鈴鹿医療科学大学薬学部	059-340-0567 059-368-1271

一般社団法人 三重県医薬品登録販売者協会

【三重県医薬品登録販売者協会】 会長 伊藤 善文

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX番号
三重県医薬品登録販売者協会	514-0041	津市八町一丁目1-14	059-224-1180 059-223-3782

【支部】

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX番号
桑名	511-0428	いなべ市北勢町阿下喜2018-1 小寺薬品	0594-72-2023 0594-72-2023
四日市	510-1253	三重郡菰野町潤田623-7 ミタキ薬品	0593-93-3827 0593-93-3856
鈴鹿	519-0125	亀山市東町2-2-18 森本薬品	0595-82-0168 0595-83-1399
津	514-0811	津市阿漕町津興2425 マキノ回生堂	059-228-5331 059-228-5334
松阪	519-2404	多気郡大台町佐原685 大台薬品	0598-82-2308 0598-82-2308
伊勢志摩	516-2103	度会郡度会町棚橋1441-1 広美屋薬品	0599-62-0017 0599-62-1871
尾鷲	519-3204	北牟婁郡紀北町東長島438-8 株式会社 山光堂薬品	0597-47-1325 0597-47-1326

三重県薬事工業会

【三重県薬事工業会】

会長 松浦 信男

名称	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
三重県薬事工業会	519-2179	多気郡多気町仁田725-1 万協製薬株式会社内	0598-30-5384 0598-30-5389

会員企業 67社

三重県医薬品配置協議会

【三重県医薬品配置協議会】

会長 竹田 佳弘

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX番号
三重県医薬品配置協議会	515-0044	松阪市久保町1855-201 三重田村薬品株式会社内	0598-29-0011 0598-29-0035

【支部】

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX番号
北勢	510-0942	四日市市東日野町743 有限会社ツカモト薬品（塚本 謙二）	059-321-0266 059-321-0369
中・南勢	515-0044	松阪市久保町1855-201 三重田村薬品株式会社（竹田 佳弘）	0598-29-0011 0598-29-0035
伊賀	519-1402	伊賀市柘植町303 岡島 秀夫	0595-45-2167
紀州	519-4324	熊野市有馬町623-5 濱田 龍乗	0597-89-3579

東海歯科用品商協同組合

【東海歯科用品商協同組合三重県支部】 会長 南 君夫

名称	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
東海歯科用品商協同組合 三重県支部	519-3204	北牟婁郡紀北町東長島2736-16 デント・ポスト内	0597-47-4581 0597-47-4581

【会員】

名称	郵便番号	所在地	電話/FAX番号
有限会社小川歯科商店	511-0904	桑名市野田1-14-6	0594-31-1155 0594-31-1156
株式会社シラネ 三重支店	510-0073	四日市市西浜田町6-19	059-353-6445 059-353-6447
株式会社三重デンタル	510-0095	四日市市元新町4-11	059-352-2345 059-354-5862
株式会社デントオール 三重支店	510-0064	四日市市東日野1-2-18	059-321-8216 059-324-8860
ササキ株式会社 津支店	514-1114	津市久居井戸山町842-2	059-255-9900 059-255-9911
アルバデント株式会社	514-0124	津市大里川北町401-2	059-202-0074 059-232-0101
有限会社鈴木歯科商店	515-0101	松阪市東黒部町548	0598-59-0196 0598-59-0199
株式会社三重デンタル 松阪営業所	515-0011	松阪市高町198-1 ルミエール高町テナント1F	0598-50-2112 0598-50-2113
株式会社ヒロデンタルアシスト	519-0504	伊勢市小俣町宮前496-4	0596-28-4450 0596-28-0534
デント・ポスト	519-3204	北牟婁郡紀北町東長島2736-16	0597-47-4581 0597-47-4581

三重県医療機器販売業協会

【三重県医療機器販売業協会】 会長 金田 守弘

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX番号
三重県医療機器販売業協会	514-0816	津市高茶屋小森上野町1336-1 中辻医科器械株式会社内	059-234-2600 059-234-9197

【会員】

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX番号
株式会社戸田医科器械店	513-0816	鈴鹿市南玉垣町3039-1	059-382-1845 059-382-4370
有限会社マスオカメディカル	510-0257	鈴鹿市東磯山2-1-41	059-387-2345 059-387-2350
オーラムメディカル株式会社	510-0257	鈴鹿市東磯山2-1-32	059-388-0339 059-388-1739
株式会社コタケメディカル	514-0811	津市阿漕町津興1050-3	059-227-7655 059-227-7654
株式会社栄屋理化	514-0816	津市高茶屋小森上野町2836-1	059-234-3025 059-234-8602
中辻医科器械株式会社	514-0816	津市高茶屋小森上野町1336-1	059-234-2600 059-234-9197
株式会社やよい 津営業所	514-0015	津市寿町8-1	059-223-1500 059-223-0778
有限会社メイクア	515-0063	松阪市大黒田町857	0598-25-5070 0598-25-5080
株式会社エヌケーティー	516-0804	伊勢市御園町長屋2062-2	0596-25-0439 0596-25-0459

三重県医薬品卸業協会

【三重県医薬品卸業協会】

会長 入田 裕一

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX番号
三重県医薬品卸業協会	514-0042	津市新町一丁目5-22 シティフラット中村201号	059-213-7073 059-213-7074

【会員】

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX番号
アルフレッサ株式会社 三重営業部	514-0817	津市高茶屋小森町2671-1	059-238-1710 059-238-1720
アルフレッサ株式会社 三重北勢第一支店	510-0829	四日市市城西町6-29	059-351-7251 059-354-1451
アルフレッサ株式会社 三重北勢第二支店	510-0829	四日市市城西町6-29	059-351-0732 059-354-1451
アルフレッサ株式会社 三重中勢支店	514-0817	津市高茶屋小森町2671-1	059-238-1711 059-238-1721
アルフレッサ株式会社 伊勢支店	516-0014	伊勢市楠部町3187	0596-28-0181 0596-28-5107
アルフレッサ株式会社 上野支店	518-0121	伊賀市上之庄191-3	0595-21-6111 0595-21-9539
アルフレッサ株式会社 伊勢支店(尾鷲出張所)	519-3614	尾鷲市南陽町8-3	0597-22-4121 0597-22-8094
株式会社スズケン 三重営業部	512-8044	四日市市中村町1947-30	059-361-4141 059-364-7878
株式会社スズケン 四日市支店	512-8044	四日市市中村町1947-30	059-361-4150 059-364-7870
株式会社スズケン 津支店	514-0821	津市垂水750-22	059-228-0206 059-226-7789
株式会社スズケン 伊勢支店	516-0007	伊勢市小木町474-1	0596-36-6511 0596-36-6515
株式会社スズケン 上野支店	518-0826	伊賀市平野西町85	0595-21-1330 0595-24-2703
東邦薬品株式会社 三重営業部	514-0034	津市南丸之内9-19	059-227-0161 059-227-7394
東邦薬品株式会社 四日市営業所	510-0064	四日市市新正1-12-12	059-351-2331 059-354-5706
東邦薬品株式会社 津営業所	514-0034	津市南丸之内9-19	059-227-0161 059-227-7394
東邦薬品株式会社 伊勢営業所	516-0014	伊勢市楠部町乙67-2	0596-25-5211 0596-23-1295
中北薬品株式会社 代表支店四日市支店	510-0864	四日市市中里町29-1	059-346-3121 059-346-3776
中北薬品株式会社 四日市支店	510-0864	四日市市中里町29-1	059-346-3121 059-346-3776
中北薬品株式会社 津支店	514-0815	津市藤方1000-3	059-227-6505 059-227-6589
中北薬品株式会社 伊勢支店	516-0016	伊勢市神田久志本町1331-6	0596-27-3981 0596-27-3985
中北薬品株式会社 名張支店	518-0441	名張市夏見494-1	0595-64-8803 0595-64-8805
株式会社メディセオ 三重営業部	514-0036	津市丸之内養正町5-24	059-228-0372 059-228-2407
株式会社メディセオ 四日市支店	510-0833	四日市市中川原1-6-29	059-353-8121 059-353-4403
株式会社メディセオ 津支店	514-0036	津市丸之内養正町5-24	059-228-0371 059-225-4165
株式会社メディセオ 南勢支店	515-0315	多気郡明和町藁村順礼野370-18	0596-53-1288 0596-53-2488
株式会社メディセオ 上野支店	518-0835	伊賀市緑ヶ丘南町3924-2	0595-21-4521 0595-21-2007

一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部

【日本産業・医療ガス協会東海地域本部】 三重支部長 伊藤 洋司

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX番号
日本産業・医療ガス協会 東海地域本部	450-0003	名古屋市中村区名駅南1-16-30 東海ビル8階	052-551-0706 052-551-0707
日本産業・医療ガス協会 東海地域本部 三重支部	511-0838	桑名市和泉524 中京医療株式会社内	0594-21-2324 0594-23-7250

【会員】

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX番号
岩谷産業株式会社 三重支店	510-0074	四日市市鶴の森一丁目1番18号 太陽生命四日市ビル7階	059-355-5530 059-355-5533
川瀬産業株式会社	511-0838	桑名市和泉524	0594-21-2310 0594-23-7250
中京医療株式会社	511-0838	桑名市和泉524	0594-21-2324 0594-23-7250
イワタニ三重ガスセンター株式会社	511-0275	いなべ市大安町鍋坂2224	0594-78-2959 0594-78-2636
有限会社加納商店	510-0814	四日市市清水町2-2	059-331-2441 059-331-3206
名古屋酸素株式会社 四日市営業所	510-0855	四日市市馳出町1-1	059-345-2411 059-345-2414
四日市オキシトン株式会社 四日市工場	510-0011	四日市市霞1-1	059-365-6321 059-364-5625
協和ガス株式会社 三重工場	513-0014	鈴鹿市高岡町466	059-382-1551 059-382-1526
株式会社宮崎商店	513-0052	鈴鹿市下箕田3-8-1	059-385-0236 059-385-1553
協栄興業株式会社 三重支店	519-0323	鈴鹿市伊船町字北下ノ割2120-18	059-371-1666 059-371-1665
有限会社津機工	514-0303	津市雲出長常町1349-6	059-238-2588 059-238-2589
株式会社松本薬品	514-0815	津市藤方字茨ク子1641	059-225-1151 059-225-1154
有限会社大玉溶材	516-0012	伊勢市通町575	0596-25-5131 0596-24-1415
有限会社西村酸素販売	516-0018	伊勢市黒瀬町中尾904-13	0596-23-4454 0596-23-0995
株式会社ナック	518-0032	伊賀市朝屋字越中2052	0595-23-6523 0595-24-3841
尾鷲石川商工株式会社	519-3604	尾鷲市港町4-1	0597-22-1821 0597-23-0372
杉浦産業株式会社 尾鷲営業所	519-3639	尾鷲市中川10-7	0597-22-2123 0597-22-2167
南紀プロバングス株式会社 南紀州営業所	519-4324	熊野市井戸町3007-9	0597-89-0557 0735-21-3688

災害時等における医薬品等の
確保・供給に関するマニュアル

令和4年3月発行

三重県医療保健部薬務課
〒514-8570 津市広明町13番地
電話：059-224-2330
FAX：059-224-2344
E. mail：yakumus@pref.mie.lg.jp



かかりつけの医療機関 や薬局を持ちましょう

日常の診療や健康相談などは、信頼のできる「かかりつけのお医者さん」や「かかりつけの歯医者さん」に診てもらおうと安心なように、「くすり」の使い方や疑問に答えてくれる「かかりつけ薬局」を持つことをお勧めします。



「おくすり手帳」を持ち ましょう

「おくすり手帳」は、あなたの使った「くすり」を記録するための手帳です。

おでかけのときに急に具合がわるくなったときや災害・事故のときに役立ちます。

- 病院・診療所・歯科診療所・薬局にいくとき
 - 入院するとき
 - 旅行に行くとき
- など、いつも持ち歩きましょう。